

季刊

労働総研

クオータリー

1994年秋季号

No.16

●発達した資本主義諸国の失業問題を考える

—日本とヨーロッパを中心に—

大木 一訓

特集 社会保障の今日的課題

国民生活の危機と社会保障「改革」

浜岡 政好

高齢者福祉政策と公的介護保険構想

武田 宏

年金・医療改悪の軌跡と構図

公文 昭夫

国際・国内動向

イタリア労働組合運動—感想的報告

高木 睦夫

労働の質の変化とリストラ「合理化」下の米国通信労働者

鈴木 幸恵

女子学生の就職難を考える

梅村早江子

うんぬ一般の最近の動向について

坂田 晋作

書評 J.ウェスターガード著『イギリス階級論』

濱嶋 朗

久保新一著『戦後世界経済の転換』

五木 武利

労働総研クオータリー

第16号（1994年秋季号）

—— 目 次 ——



●発達した資本主義諸国の失業問題を考える.....	大木 一訓	2
—日本とヨーロッパを中心に—		
特 集 ●社会保障の今日的課題		
■国民生活の危機と社会保障「改革」.....	浜岡 政好	16
■高齢者福祉政策と公的介護保険構想.....	武田 宏	24
■年金・医療改悪の軌跡と構図.....	公文 昭夫	30
国際・国内動向		
■イタリア労働組合運動 —感想的報告.....	高木 睦夫	35
■労働の質の変化とリストラ「合理化」下の米国通信労働者.....	鈴木 幸恵	38
—全米通信労組(CWA)交流調査団に参加して—		
■女子学生の就職難を考える.....	梅村早江子	41
■うんぬ一般の最近の動向について.....	坂田 晋作	44
—基本路線にもとづく運動と組織の強化—		
プロジェクト 研究部会報告	●関西圏産業労働研究会.....	上滝 真生 47
討論のひろば ●「県労連は不知」とローカルセンターを否定する国		
小川 英雄	49	
書 評 ●サッチャーリズム下の階級・政治動向		
—J.ウェスターガード著『イギリス階級論』を読む—	濱嶋 朗	50
●久保新一著『戦後世界経済の転換』	五木 武利	52
新刊紹介 ●竹中恵美子・久場嬉子編『労働力の女性化』.....	津田美穂子／池上惇著『生活の芸術化』.....	54
儀我壯一郎／鹿児島経済大学地域総合研究所編『変わりゆく地域と産業』.....	木村 保茂／清山卓郎著『日本経済を読む』.....	54
服部 文男		

発達した資本主義諸国の失業問題を考える —日本とヨーロッパを中心に—

大木 一訓

1. 日本における最近の雇用失業動向

最近の雇用情勢の推移を見ていると、「いよいよ日本社会においても、失業問題が中心的な社会問題として登場してきた」と痛感せざるをえない。昨年すでに1975年の不況以来と言われた雇用情勢の厳しさは、その後さらにその深刻の度を増している。引き続く構造不況とリストラのもとで、「雇用調整」はさらに多くの産業・地域に広がっているし、「雇用調整」の方法も、配転・出向、一時休業、さらには希望退職募集・解雇によるものが増加している。円高の進行もあって、海外への生産移転、逆輸入の拡大、それらにともなう事業所閉鎖や人員整理などが、目の前で次々に行われている。昨年以來製造業などでは、雇用者数の絶対的減少がみられるようになつた。小零細企業の廃業・倒産、小零細事業所数の減少も未曾有の規模である。こうして、有効求人倍率、完全失業者数などの雇用失業指標もさらに悪化してきている。

今年の「経済白書」は、「生産拠点のアジアへの移転」が「日本をふくめたアジア全域でのパイの拡大につながる」ならば、また「生産拠点の海外への移転によって解放される資源をより付加価値の高い分野に振り向けていくことができれば」、日本経済は「新たな発展の原動力」を得て雇用情勢も改善されるだろうと主張してい

る。しかし、それはできない相談であろう。このような希望的観測には、何の現実的根拠もないからである。産業「空洞化」関連の次のような事情を考慮にいれるかぎりでも、むしろ雇用情勢の悪化は今後本格化するだろうと思われる。

①1990年以来減少に向かっていた海外投資が昨年来ふたたび急増している。これらの海外投資が国内雇用削減と結びついていることは、今年の「労働白書」の労働省労働政策部の分析にも明白に示されているところである（第1表参照）。②最近の海外進出は、「製品開発から製造まで現地で」というものが多くなっており、また、広範な中小企業をまきこんですすめられている。その産業・地域へのインパクトは大きくなっている。③今日の海外投資は進出先でのダウンサイ징とリストラを伴いながらの投資であり、大規模な新規投資は少ないと言われている。また、中心であるアジア向け直接投資が、低賃金労働力の活用による労働コスト削減を主目的としていることは、「経済白書」も認めている（第1図）。そこから、日本経済およびアジア経済全体を浮上させる活力が生み出されるとは、とうてい考えられない。④円高のもとで、消費財についても資本財についても輸入が急増しており、1985～93年に2～3倍に増したそのテンポは、さらに加速されようとしている。⑤国内市場の低迷はいぜんとして続いており、広範な

第1表 海外進出に伴う雇用調整の状況

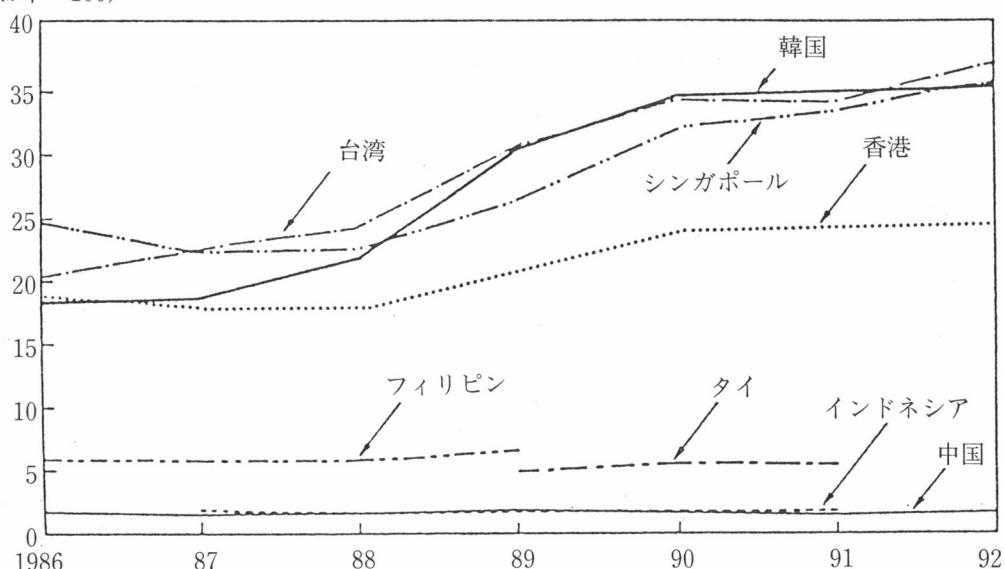
(単位 %)

雇用調整の状況	実施した企業	計画している企業	下請企業
雇用面で対応した（対応する予定である）	38.9	46.8	73.6
一時休業（一時帰休）	2.2	6.4	22.6
希望退職募集、解雇	1.1	2.1	35.8
新規学卒者の採用停止・削減、退職者の不補充	13.3	21.3	35.8
臨時・季節、パートタイム労働者の再契約停止	12.2	14.9	22.6
配置転換	17.8	25.5	18.9
出向	17.8	19.1	3.8
その他	8.9	6.4	9.4
雇用面で対応しない（対応しない予定である）	61.1	53.2	26.4

労働省政策調査部調べ（1993年11月）

第1図 日本とアジア諸国との賃金格差（製造業）

（日本=100）



資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」、日本銀行「国際比較統計」、ILO "Year Book of Labour Statistics"、IMF "International Financial Statistics"、各国統計資料

発達した資本主義諸国の失業問題を考える――

勤労階層の貧困化が進展している。現状からすれば、失業問題の深刻化が今後さらにそれに拍車をかけることとなろう。

注目されるのは、最近の構造不況下に、わが国の雇用や失業がその性格を変えつつあるのではないか、という問題である。これまでよりもさらにタチの悪い、手に負えないものに変わってきたように思われる。

第1に、これまで不況期をふくめ、全体として確保されてきていた雇用規模の拡大が、もはや維持されなくなってきたことである。とくに1980年代を通じて日本経済の牽引車となってきて、雇用労働者数の減少を経験したことのなかった電機、機械、自動車産業で、大幅な雇用者数の削減がすすんでいることは、雇用の基調に変化が生じていることを示している。

第2に、大企業を中心に戦略的な採用抑制が強化されるなかで、日本でも青年の失業問題が深刻化はじめたことである。「労働白書」や「経済白書」も、年齢構成の高齢化にもかかわらず、男女とも15~34歳の若年層の失業増加がもっとも大きい、失業者に占める学卒未就職者の割合が高まっている(94年4月で男子7.1%、女子8.6%)と指摘している。最近の就職戦線の厳しさからすると、若年層の失業率上昇は来年さらにすすみそうである。

第3に、常用雇用の増加といっても、その中身はパート雇用の増加であって、パート以外の本採用労働者はむしろ削減されているのが、最近の実態である。就職難にもかかわらず、若年層を中心とする自発的離職者の割合が高まっているのは、このことと無関係ではないであろう。

第4に、一部に景気回復の動きが取り沙汰されるなかでも、大企業を先頭とするリストラ「合理化」の波は執拗に労働者を襲っている。人員削減の動きは、製造業のみならず、サービス業、

卸・小売業、飲食店関係まで広がってきた。円高不況時にも見られなかつた広がりと厳しさである。問題はそのなかで、再就職の困難な離職者が急増していることである。中高年の管理職・事務職が「過剰」だとされ、その「会社都合」による離職者増加が目立つてはいるが、これらの人々の再就職はとりわけ困難である。また、これまで大企業離職者の多くは、子会社・関連会社への出向・移籍や再就職斡旋など、企業をつうじて雇用を維持してきたが(労働省「雇用動向調査」「高年齢者就業実態調査」)、最近はそれも困難になってきている。子会社・関連会社のリストラがすすみ、下請け・中小企業がかつてない経営難におちいるなかで、中小企業離職者も行き場を失っている。

第5に、これまで不況期に非労働力化し隠蔽されていた求職者が、失業者として顕在化はじめたことである。高齢者層では、あまりの労働市場の厳しさに就職をあきらめ、「非労働力」化する傾向がかえって強まっているが、若年層や女性を中心に、全体としては男女とも、長期失業しても労働市場にとどまる求職者が増えている。1993年について見ると、非労働力人口から労働力人口への流出者のうち、男子20%、女子15%は失業している(総務庁「労働力調査」)。いずれも完全失業率をはるかに上回る高失業率である。労働市場では失業から就業への純流出は男女ともマイナスで、つまり就職できる求職者よりも職を失って新たに求職者となる人々の方が多い状況になっているから、労働市場に新規参入する求職者は人一倍苦労するわけである。にもかかわらず、生活難が進行するなか、いったん非労働力化していたパートタイム労働者などもふくめ、労働市場への新規参入圧力が非常に高まっているのである。それは、女性や青年の失業率を顕著に押し上げるととも

に、求職者の失業期間を長期化させている。

こうしたわが国の雇用・失業の最近の変化は、何を意味するのだろうか。そこには、他の発達した資本主義諸国の雇用・失業問題と共通する特徴が見られるようになっている。非常に似通ったものになってきた、と言ってもいいかも知れない。しかし、同時に他方では、違いがいよいよ鮮明になってきたという面もある。いずれにせよ、今日の雇用・失業問題の分析は、日本経済の分析と同様、国際的な枠組みのなかで行わなければ正確を期しがたいであろう。

2. 90年代失業の歴史的位置

発達した資本主義諸国の失業者はサミット7ヶ国だけで2,400万人(1992年)、OECD諸国全体だと3,330万人、年平均失業率8.2% (いずれも1993年見込)と発表されている。しかし、これは実態を反映していない過少評価された数字だと言わねばならない。

OECDの失業統計については、ヨーロッパでもいろいろ批判があるが、新古典派経済学の研究者も次のような批判をしている。

OECDの定義では、失業者とは①仕事がない、②いつでも就労でき、③積極的に求職している人々、とされている。しかし、①では、ベビーシッターとか通信販売の配達員といったわずかの臨時的な仕事をしている人々も除かれてしまう。また、仕事を失ったばかりの人も除かれてしまう可能性がある。②では、保育や老齢の親の看護などについての社会的条件が整えば当然失業者として認められるであろう、多数の女性が除かれてしまう。③については、何をもって求職というかが問題だが、現実に仕事をみつける可能性がほとんどない人々に求職活動を要求することが合理的とは思われない。実際、就職を希望しながら求職活動をしていない人が

80~125万人もいる(1987年時点)。もっと広い定義で実際の失業を計測すると、たとえば政府統計10.6%の失業率は14.3%と換算される(J. E. King; Labour Economics, 1990)。この推計にならえば、OECD諸国の失業者数は4492万人、年平均失業率は11.1%ということになるだろう。実際にはその他にも、統計に補足されない少数住民グループ、移民、難民なども多いので、現実の失業規模はこれよりさらに大きなものとなる。筆者が1991~92年にイギリス、ドイツ、フランスの労働組合・自治体・大学の関係者から聞いたかぎりでも、OECDの失業統計は現実離れしているとして、ほとんど相手にされなかつた。

ついでに言えば、各国政府の発表する失業統計のなかには、さらに問題の多いものがある。たとえば、統計上、失業率の低下を最近みせているイギリスは、たび重なる失業統計の改悪で有名である。1979年にサッチャー政権が登場してから昨年までの15年間に31回も統計方法の改定をしているが、それらは、失業の定義を変え、失業率計算の母数を変え、失業給付受給資格者だけを失業者として認める、といった改定で、いかに失業者数を少なくみせるかという露骨な意図に貫かれている。その結果は、政府の失業対策事業の対象となっている約50万人の失業者さえ失業統計の失業者から除かれるという事態を生んでいる。最近はさらに、失業給付支給の厳格化をはかり、年5~6万人の失業給付支給を打ち切っている。イギリスには「Unemployment Unit」という民間の失業問題告発団体があり、一連の失業統計改悪前の集計方法で失業者数を計算し発表しているが、それは政府統計より100万人以上多い失業者数となっている。イギリスの場合は極端だが、最近はこうした統計操作が、他のOECD諸国にも出てきている。

発達した資本主義諸国の失業問題を考える

それにしても、OECD 諸国の今日の失業を歴史的に位置づけてみると、それが私たちの意識している以上に深刻なものなのだ、ということがわかる。1つには、19世紀末や1930年代の大不況の時代と比べ、今日の失業率がけっして低いとはいえない、という問題である。イギリスの研究者は、失業率の歴史的変遷を労働組合の記録なども利用しながら推計しているが、その結果得られたデータは次のようなものであった (B.R. Mitchell, Abstract of British Historical Statistics, 1962)。

(19 C)	1858年	11.9%	1872年	0.9%
	1886年	10.2%		
(戦間期)	1923年	10.6%	1929年	12.7%
	1932年	22.5%	1937年	11.3%
(高成長期)	1947年	1.1%	1965年	2.1%
(低成長期)	1980年	5.6%	1982年	10.4%
	1986年	11.6%		

見られるように、雇用情勢は戦後30年間の状況とは一変している。そして20世紀末の失業率が、19C末のそれを若干上回り、とくに厳しい失業情勢を経験した戦間期1930年代のそれに次ぐ高さとなっていることがわかる。イギリスの失業率はその後1992年9.5(女子5.1、男子12.9)%へと若干低下しているが、前述の失業統計についての留保を考慮に入れれば、失業の実態は戦間期の厳しさに勝るとも劣らないものと見てよいだろう。

2つには、今日の失業が70年代末以来構造的な長期失業をかかえるものとなっていて、そこから脱却する展望がまだ見えないことである。第2表からもうかがわれるよう、先進資本主義諸国は軒並み大量の長期失業に悩んでいる。いったん生じた失業の多くが景気が回復しても

堆積していくという形で、長期失業の割合が著しく高くなっている。統計上は十分反映されていないが、低成長期に入ってからの先進資本主義国経済は、3回の不況を経験するなかで不況のたびに失業水準を高めてきた、というのが実態であり、全体的な特徴だといってよいだろう。ヨーロッパの革新的研究者や労働組合はそう証言している。

ただし、一口に「先進資本主義国」の失業といっても、その水準・実態には相当大きな違いがあるし、失業の性格・構造も違う。たとえば北アメリカとヨーロッパの間には、雇用失業統計を安易にならべて比較できないような質的違いがある。アメリカは、社会保障・社会福祉の欠如のもとで、失業者が失業として存在できない過酷な競争社会である。そこでは失業率の低下がかえって失業の厳しさの深まりを表現していることが少なくない。また、ヨーロッパのなかでも、①失業者の過半数が長期失業者となる失業多発の後進的なヨーロッパ南部あるいはヨーロッパ周辺国、②強大な経済力のもとで失業者の3~5割が慢性的に堆積しているヨーロッパ先進国、③福祉政策や労働市場にたいする規制で雇用情勢悪化に対抗しながらも、なお失業増大に苦しむ北欧諸国、等の間には、無視できない違いがある。オセアニアの国々(オーストラリア、ニュージーランド)は、ヨーロッパの④にかなり近いといってよいであろう(先進国間の失業類型の違いについては、Long-Term Unemployment, 1994, 参照)。こうしたなかで、過去20年ぐらいの間に世界のトップレベルの資本主義国の一についにのし上がってきた日本は、アメリカ的な意味での「低失業」水準のもとで、ヨーロッパ先進国並みの長期失業堆積にむけ早足に歩いているということになるであろうか。いずれにせよ、先進国間のこうした違いには十

第2表 長期失業者の割合の国際比較

(%)

	1979年		1985年		1990年		1992年	
	失業率	長期失業者の割合	失業率	長期失業者の割合	失業率	長期失業者の割合	失業率	長期失業者の割合
イタリア	7.8	51.2	10.2	65.8	11.1	71.1	11.4	67.1
ベルギー	7.5	61.5	12.3	69.8	8.7	69.9	9.3	61.6
アイルランド	7.1	38.2	17.4	64.7	13.7	67.2	15.7	60.3
スペイン	8.6	29.5	21.5	56.7	16.3	54.0	18.1	47.4
ギリシャ	1.9	—	7.8	46.2	7.0	51.7	7.0	47.0
オランダ	3.5	35.9	10.0	60.7	6.4	48.4	7.0	43.0
ポルトガル	8.2	—	8.7	—	4.7	48.1	4.1	38.3
ドイツ	2.9	28.7	7.1	47.9	4.9	46.3	5.8	45.5
フランス	6.0	30.3	10.2	46.8	8.9	38.3	10.2	36.1
イギリス	4.5	29.5	11.6	48.6	5.9	36.1	9.5	28.1
デンマーク	6.2	36.2	9.0	39.3	9.5	33.7	9.1	31.2
オーストラリア	6.2	18.1	8.2	30.9	6.9	21.6	10.8	34.6
ノルウェー	1.9	2.9	2.6	10.2	5.2	19.2	5.9	22.6
日本	2.1	16.8	2.6	13.1	2.1	19.1	2.1	15.3
ニュージーランド	1.9	—	3.6	—	7.8	18.6	10.3	31.9
カナダ	7.4	3.4	10.5	10.3	8.1	5.7	11.2	13.1
アメリカ	5.8	4.2	7.2	9.5	5.5	5.6	7.3	11.2
スウェーデン	1.7	6.8	2.4	11.4	1.5	4.8	5.3	8.1

(備考) 1. OECD「Employment Outlook」(1993年)による。

2. 「長期失業者の割合」とは、一年以上失業している者の失業者全体に占める割合のことである。

分留意する必要がある。(だから、国際比較をする場合に、欧米と日本という伝統的二分法をとることは、複雑な現実をあまりにも単純化して、固定観念的な鋳型に流し込むことになる危険があると言わねばならない。)

そのうえで、私たちが先進国間の状況の違いを超えて確認できるのは、今日における失業問題の構造的な重さである。そのことは、本年7

月のナポリ・サミットの「経済宣言」が、「失業はあまりにも高い水準にとどまっている」と、世界的な失業対策の強化を（それが的確なものであるかどうかはともかく）呼びかけざるをえなかったことにも示されている。失業（とくに長期失業）増加の脅威から免れている国・地域は、いまやどこにもなくなっている。問題は、この事態がどのような社会的過程の結果として

発達した資本主義諸国の失業問題を考える――

生じているのか、今日の先進国経済には事態の改善・解決への社会的要因を見出しうるのかどうか、である。

西ヨーロッパ、とくにイギリスを念頭において、今日の構造失業登場の過程をたどってみると、およそこう言える。

失業の急増は1979年以降はじまった。それは主として、伝統的な「煙突産業」と呼ばれる産業（石炭、鉄鋼、造船、金属機械、自動車、繊維など）で多くの雇用が失われたことによるものである。それらの産業では、古典的な過剰生産によって合併、乗っ取り、閉鎖などの骨肉の争いが展開され、それを通じて一層高度の生産集積と資本の集中がすすんだ。リストラクチュアリングとして行われたこの集積・集中の過程は、多くの場合、衰退分野の限界的事業所の閉鎖や縮小をもたらした。鉄鋼や繊維等の場合には、ECが過剰生産部門のリストラを促進・援助し、域内の生産能力削減を促進する補助金政策を展開した。自動車・部品産業等の場合には、多国籍企業が投資と生産を海外工場に移転させ、当該部門工場の従業員を削減するという形でリストラが行われた。日本企業誘致は、こうしたリストラの補完物だったわけである。

この過程はヨーロッパでも地域生活に多大な影響をもたらしてきている。伝統産業の多くは、立地的にも特定地域に集中する傾向があったし、地域社会はその創業時から必要な労働力を提供してきていたので、リストラの展開は特定の地域社会に急激で激しい打撃をあたえた。その打撃は、多くの場合、突然で予測しえないものであった。ヨーロッパの場合にも、リストラは徐々にすすめられるということではなく、突然の工場閉鎖、事業所移転、大量解雇という荒療治によって実施されてきている。伝統産業の縮小によって、これらの地域の多くは、雇用喪失

による深刻な失業と貧困に陥り、ECの地域特別対策の対象地域となって生き延びるほかないところまで、落ち込んできた。

それでも80年代の半ば頃までは、製造業のドラスティックな雇用減少の一方で、サービス産業部門や金融部門の発展とそこでの雇用増大が見られた。しかし、雇用増大の内容は、パート労働や不安定な雇用が多かったし、量的にも質的にも伝統産業の喪失を穴埋めできるものではなかった。ECの分析でも、失業と貧困の増大は、主としてリストラによる雇用減少と、それにかわる雇用を創出できなかったことによる、とされている。

ところが、90年代に入って問題となっているのは、製造業の新たなリストラにくわえて、「第三次産業」の雇用と熟練に破壊的な影響をあたえる、新たな「合理化」と技術革新の波が押しよせていることである。労働組合や研究者の間では、1970年代末から80年代にかけて製造業で生じたのと同様、あるいはそれ以上の雇用喪失が生じる可能性があるという議論がなされ、1995年までに20~40%の雇用が失われるのではないかという推計がなされている。そして1992年からのヨーロッパ単一市場の成立が、リストラと技術革新の新たな高まりに導いている、というのが現在の状況である。

以上のような構造的失業の登場の過程から、こう言えるのではないだろうか。人々はすでに15年もの高失業時代を経験しているが、それはまだ始まったばかりだと。しかし、問題は先進資本主義国の勤労大衆が、これから先もこの厳しい受難に耐えていくことができるだろうか、ということである。多くの失業者世帯と地域社会が、すでに折り重なる失業と貧困のもとで、腐朽と崩壊の道をたどっているからである。

3. 西欧における長期失業の性格と形態

そこで、今日の先進国の失業がどのような構造をもっているのか、その性格と形態が人々の生活にいかなる結果をひきおこしつつあるのかを、イギリスの場合を中心に見てみることにする。イギリスは戦後ずっと失業率2%前後の完全雇用を謳歌していた国であるが、80年代を通じて主要先進資本主義国の中でも最も高い失業率を「誇る」国一つになってしまった。イギリスを取り上げるのは、筆者が1年余にわたりて見聞した国だということもあるが、基本的には、なによりもそこでの失業情勢悪化が今日の構造失業形成の典型であり、また、そこでの失業対策が他のヨーロッパ諸国や先進国首脳会議の失業対策に大きな影響を与えるものとなっている、と見るからである。

(1) 労働市場の変化

イギリスの構造失業の深刻さをはっきりさせるためには、まず、その労働市場が、1979年以来の保守党政権のもとでドラスティックに再編され変質してきたことを把握しておかなければならぬ。再編・変質の過程は、とりわけ次の諸点にしめされている。

①労働総需要の減少をひきおこすような、製造業現業労働力の急激な減少が推し進められてきたことである。とくに機械工業の現業労働力は1979~84年の5年間だけで3分の1も減少した。繊維や履物産業でも大きく減少した。その背後には、大規模な新技術導入をテコとした「合理化」と、サッチャーによる解雇規制の緩和があった。製造業の雇用削減は90年代に入ってから第二の波を迎えたが、統一市場への移行後もその波は収まっている。

②90年代に入ると、イギリス南部を中心に展開していたバブル経済の破綻を契機にして、生

産部門につづく事務部門での大規模な労働需要の減退が始まった。レオンシェフとダシンは、1985年にアメリカで、オートメーションによって近い将来、事務労働力は激減するだろうと予言したが、まさにそうした事態が現実のものとなりつつある。現業労働力および事務労働力の減少は、流通やレジャーをふくむ他の分野での労働者間競争を激化させ、労働者たちにより濃密で「柔軟な」労働を受入れさせることとなっている。

③雇用情勢の悪化を背景に、労働組合の労働協約による規制が及ばない職場(flexible firm)や、企業の要求にしたがって頻繁な労働異動等を受け入れる、新しい多能工労働者(flexible workers)、それに下請け企業と下請け労働者(subcontracting work)が、大企業を中心に広範な広がりをみせてきたことである。この点では、進出日本企業の労務管理が多いに活用された。また、それとともに、伝統的に労働者階級と労働組合の基盤となってきた常用現業労働者がますます数少くなり、かわりにパートタイム労働者が持続的に増大するようになった。こうして労働者階級が、core workforce(少数のフル・タイム労働者)とperipheral work force(臨時、パート、下請け労働者)とへ大きく分断されるようになった。もちろん、従前のイギリスでも、不況期の労働市場では、低賃金、不安定雇用、臨時雇いと中間搾取、それらに関連した差別的雇用等が生じたが、それらがいまや恒常的な雇用制度に転化するようになったのである。

④雇用の拡大が主として、パートおよび低賃金の不安定雇用労働者、「合理化」によって新たに生み出された半熟練・不熟練労働者、それにサービス部門労働者を中心としたものとなり、雇用・所得の安定した現業熟練労働者の雇用が

発達した資本主義諸国の失業問題を考える

著しく減少した結果、労働者階級の中核となってきた、いわゆる「中流階級」が没落した。それは、労働市場の二重構造といわれる状況の発生ともつながっている。

⑤企業が新しい事業所を立地する際に、これまでと異なり、都心部のスラム街や北部の失業多発地帯など、労働組合の弱い地域を選定し投資する傾向が強まることである。それは労働市場の搅乱や地域的アンバランスを強め、労働組合による新規労働力の組織化を困難にしている。

⑥これまで離職労働者にしばしば避難所を提供してきた、伝統的な家族経営の分野に、大企業が進出し市場を剥奪していることも、失業情勢を悪化させる一因となっている。

⑦失業増大の過程は、雇用条件や賃金の多様化と不可分であったが、それは政府の労働政策によって推進され補強された。雇用保障の権利剥奪、労働市場への介入による「弾力性」導入、規制緩和、労働組合規制の強化、最低賃金制の廃止、失業青年の訓練手当を活用した低賃金の普及、パートタイム労働や自営労働の奨励、労働刺激的な税制改革、さらにいわゆる EC 社会憲章の否認などの一連の政策は、労働市場再編の大きな力となった。保守党政権の労働政策は、雇主を「不必要的」規制から解放して「企业文化」の支配拡張を許すとともに、「失業者を働かせることで失業の費用は失業者自身に払わせることを可能にした」と言われている。

以上のように、労働組合の強力な影響のもとに組織されてきたイギリスの労働市場は、ほとんど完全に過去のものにされようとしている状況である。

(2) 社会的弱者への打撃

労働市場のこうした大転換は、失業問題のうえにも大きな影を落とさずにはおかない。それ

はまず、高齢労働者、青年、女性（とくに単身の母親）、移民、黒人、少数民族などの社会的弱者のうえに、失業の打撃を集中させ、これらの人々から求職活動をする意欲さえ奪ってしまうようになっている。たとえば1991年の数字だが、高校卒の若者のうち、20%が青年失業対策事業で就労し、11%がまったく何の社会的給付もなしに失業しているという現実が、青年たちを襲っている（第2図）。また、人員整理に際しては、勤続年数の短い者から解雇し、あるいは常用労働者よりもパート労働者を先に解雇するという解雇序列がイギリスでも慣行となっているが、青年労働者や女性労働者は、頻繁な解雇のたびにより低賃金の不安定雇用に流しこまれることになり、かれらの一部を慢性的な失業から這い上がれなくしている。サービス部門のパートを中心に女性の雇用は拡大しているが、同時に非現業労働者の失業は女性に集中している。雇用情勢悪化のなかで採用差別が強まっていることも重要で、最近の論議のなかでは、西インド系の黒人やアジア系の人々の失業率が白人に比べ突出している実態が調査され、それが求人

第2図 イギリス青年の卒業後の進路（1991年）



求職のミスマッチや職業資格の欠如によるものではなく、採用・解雇の際の差別によるものであることが明らかにされている。高齢者、単身女性、移民など社会的弱者の多くは失業登録をしておらず、統計にもあらわれない潜在的慢性的失業者となっている。

(3) 新しい失業の諸特徴

しかし、今日の失業は、さらに大規模に深く広範な労働者・地域住民を襲っている。そこには次のような諸特徴がみられる。

1つには、失業者の構成が労働者階級の構成に近づいてきた、いいかえれば、労働者のはほとんどあらゆる層が失業の経験をするようになってきた、ということである。従前の失業者は、好景気のときには、高齢者、病弱者、未熟練労働者等から構成され、不景気になると、青年と半熟練労働者、さらには相当数の熟練労働者がこれに加わる、という現れ方をしていた。失業者の大多数は現業労働者であり、その過半は未熟練および半熟練の一般労働者であった。それが熟練労働者についても、さらにはホワイトカラー労働者についても、失業の経験をすることが珍しくなくなったのである。実際、90年代の不況は、金融・サービスを中心に発展してきた

「豊かな南東部」に打撃を与え、25~35歳層の失業を急増させた。それは、80年代の不況が主として北・中部貧困地域の中高年産業労働者に打撃を与えたのに比べ、非常に特徴的である。

この点で興味深いのは、ECがその失業対策を展開するうえで最近採用している失業の5つの形態分類である。それは、①循環的失業(不況による失業や学卒者の失業)、②構造的失業(リストラや技術革新をテコとする「合理化」によるもの)、③低賃金不安定雇用(パートタイマーや臨時の労働者など)、④滞在的失業(さきに見た社会的弱者の慢性的失業)、⑤下層窮民(たと

え完全雇用状態となっても、保護雇用や長期の支援がなければ就労の困難な者)であるが、これは『資本論』における相対的過剰人口の形態規定には対応するものであり、労働者階級全体の失業問題の深刻化に対応することが、ヨーロッパ規模の政策展開のなかでも必要になっていることを示している。

2つには、長期失業が激増するとともに、同じ失業者のなかでも、長期失業者と短期失業者との間に分岐が生じるようになったことである。長期失業の内容をみると、①学卒者のほとんどすべてが、すぐには就職できない状況におちいでいる、②成人男性熟練労働者の求人がなくなり、失業者の多くが相対的に熟練度の高い労働者から構成されるようになった、③景気が回復しても、長期失業は増大しつづけるようになった、④長期失業は、特定地域(都心部の密集地域や中部や北部の古い町)に集中し、景気回復に参加できる恵まれた層と、社会の流れから取り残される長期失業者との分裂が拡大されるようになった、といった特徴がみられる。青年たちを見ていても、職を得ている青年と失業青年の間には、生活様式の大きな違いが生じている。

3つには、しかし同時に、長期失業への不安は、広範な労働者・住民にとってきわめて身近なものとなっていることである。それは、chequered pattern(縞模様)の雇用とかsub-employment(半雇用)とかいわれる就業形態が非常に広がってきていることに、端的に示されている。つまり、失業期間を縞模様のように間にはさみながら、短期雇用、自己営業、失業対策訓練事業などで働くという就業形態で、失業が職業生活の通常の構成部分となっているような雇用であり就業である。70年代には、この形態はもっぱら不熟練労働者に見られるものであったが、80

発達した資本主義諸国の失業問題を考える――

年代にはもっと広範な労働者についての日常現象となってきた。フルタイム労働とパート労働と失業の間を行きつ戻りつしている労働者の方が、労働者のなかの多数派になってきたわけである。労働者たちはいきなり長期失業者となるのではなく、こうした「半雇用」を繰り返しながら、長期失業へと沈没していく。一般に、地域における失業水準が高ければ高いほど、仕事と仕事の間の失業期間が長くなり、より短期間に長期失業におちいる比率が高くなることが確認されている。失業多発地帯ほど縞模様の縞が太くなるわけである。いずれにせよ、長期失業者の周囲には、こうした膨大なその予備軍がとりまいている。

最後に、地域社会まるごとの長期失業、cum-munityとしての失業という問題がある。長期失業の滞留は、所得格差の拡大、妻をはじめ家族に対する過酷な精神的負荷、若者の養育期間の延長による家族形成の歪み、などをもたらしているが、それがさらにすんで、過去10年以上にもわたって両親が働いたことがないという世帯から、次世代の子供たちが育つという事態が生まれ、深刻な諸問題を生み出している。地方自治体の低家賃住宅に住み、労働市場から切り離され、働いたことがない住民を多くかかえる地域社会が、いたるところに出現している。生まれた時から、長年にわたってこうした地域で生活している人々にとって、長期失業以外の生活は考えられなくなっているし、家族、地域社会、さらには人格の破綻や崩壊の進行についても自覚がなくなっている。最近議論が盛んになっている、いわゆる underclass (下層窮民) の形成である。こうした貧困地域社会の住民は、従来さまざまな ethnic minority (少数民族住民グループ) から構成されていることが多かったのだが、その構成員にもさまざまな階層からの

参入がみられるようになっている（以上の失業の諸特徴に関する文献としては、特に Combating Long-Term Unemployment, 1989. および Poor Work, 1991. From Protest to Acquiescence ?, 1991. が参考になる）。

(4) 加重される失業の重荷

ここでは詳論できないが、失業問題のもつ現実の重さを把握するうえでは、ホームレスの問題や社会保障・社会福祉の切り捨てにも目をむける必要がある。ごく普通の市民が所得不足から住宅を失ってしまうホームレスについていえば、その激増ぶりは驚くべきものである。1991年には、住宅ローン世帯の1%にあたる75,540家族204,000人が持ち家を失っている。毎日207家族、およそ一つの通りに一軒の割合でマイホームから追い出されてしまう人々がいるということである。これは1980年の22倍という水準である。また、同年の借家で家賃を滞納している世帯数も大変多く、1年以上滞納が約9万2千、6ヶ月～1年が約18万4千、そして6ヶ月未満は統計にないものおよそ100万世帯と言われていた。あるいはまた、次々とすすめられる国民保健サービス (NHS) の解体・切り捨てをはじめとする福祉政策の劣悪化が、いかに失業者の苦境を倍加し、さらには失業そのもの生み出す要因となっているかについても、多くの指摘しなければならないことがある。

以上に見てきた状況は、日本の最近の状況ともかなり共通するものがあると思う。以上のイギリスの状況はジャパナイゼーション(日本化)をテコに作り出されてきた側面があるので、ある意味では当然かもしれない。いずれにせよ、今日、人々の生活は、雇用によっても社会福祉によっても保障されなくなっている。多面的な貧困は、人々の市場と公的サービスに対する無力化と窮民化をひきおこしている。他方では、

大企業による大々的なリストラと新技術導入が、ケタ違いの雇用削減と地域社会収奪を引き起こしている。私たちは、量的にも従前とは異なる失業と貧困を前にしているのである。

4. 失業の原因と展望

さて、私たちにとっての関心事は、日本の失業問題が以上に見たイギリスのような深刻なものへと発展していくことになるのかどうか、ということである。筆者は、現状からすると、その可能性を否定できないと思う。冒頭に見たように、最近の日本の雇用・失業情勢のなかにそれに共通する諸特徴が顔を見せはじめた、という理由からばかりではない。イギリスで深刻な失業問題を生み出してきた社会経済的枠組みと、今日の日本におけるそれとが、基本的に同じものだからである。

今から10年余り前になるが、イギリスで失業情勢の本格的悪化が始まった頃に、貧困問題の研究家として国際的にも著名なピーター・タウンゼントは要旨次のように述べていた。

『今日のイギリスの失業問題は、国際的な枠組みのなかで起きていることである。サッチャーが政権をとってまず行ったのが為替自由化であったことに象徴されるように、国際的な経済構造は大きく変化している。その変化は、国内では雇用の階層構造や形態を変えるような企業の集中合併をうながし、国際的には生産の再組織をうながすものとなっている。この両者が失業を多発させているのである。従来の国際的分業はいまやすっかり過去のものとなった。生産は労働力の安い貧しい国々で行われるようになり、そこでは、熟練労働によって担われてきた生産工程がごく短期間の訓練をうけただけの労働者によって遂行される単純作業工程にとってかえられ、大きな利益が引き出されている。たとえ

ば早くも1975年には、西ドイツ製造業の海外子会社で働く労働者は、本国労働者の20%にものぼるようになった。運輸・通信の改善や経営・業務の国際化も生産の国際的展開に大きな役割を果たしている。こうして工業諸国は、構造的失業の高さ、資本投資の減少、財政破綻によって特徴づけられる危機にますます落ち込んでいる。

しかし、これは何を意味するのだろうか、多くの多国籍企業はけっして困窮に陥ってはいない。それどころ、ほとんどの大企業の年次報告が示しているように、かれらは世界不況の年でさえも利益をあげている。本国で投資、生産能力、雇用が縮小しているときに、海外では拡張をつづけている。一見矛盾したように見えるが、こうしたことが本国と海外の何百万という人々の犠牲のうえにおきているのである。

工業諸国では、生産が低迷し、短時間就業や大量解雇や乱暴な労働異動が横行している。多くの労働者が、仕事を失うだけでなく職業資格や熟練をも失ってきており、未熟練または半熟練労働者として低賃金で働くことを余儀なくされている。青年たちの一部は、政府によって組織され補助されている屈辱的な臨時雇用に就業しなければならなくなっている。国は、失業者とその家族を支えるための支出を増やさなければならぬだけでなく、補助金、融資、減税をつうじて、新たに形成されつつある産業や一部の民間企業にも支援をしなければならなくなっている。しかし同時に、国の実収入は、高失業が個人からの税収も間接税も減少させていることや、課税することが困難なほどの経営危機におちいっている企業がかなりあることから、目減りしてきた。その結果、長年続いてきた公共支出を打ち切る措置がとられ、それがまた失業者はもちろん貧困な住民グループに打撃をあた

発達した資本主義諸国の失業問題を考える――

えることになってきた。政府は、経済の活動や運営の中にビルトインされている社会的偏見や差別を、むしろ助長するように行動してきた。経済不況の負担は、国民によって広く分担されるのではなく、主に勤労者や失業貧民によって担われてきたのである。

途上国には、ILOの大雑把な推計によっても、工業諸国よりもさらに多くの失業者や不安定雇用者がいる。多国籍企業の活動や国際金融機関の政策は、農村地域で生活の糧をえることのできない人々を増やすと同時に、「近代的」な都市部ではあてもなく求職する人々を増やしている。多くの国々で都市スラムが急速にふえているが、その住民に十分な就職口を提供するだけの力は、とてもそれらの国々にはない。スラムの人々は、考えられるかぎり最悪の低賃金労働力の供給源となっている。しかし、不均等な工業化と輸出産業への特化のために、吸収されないでいる現地労働力は高い割合を占める。工業化は断片的なものにとどまっている。工業化が完成したとか確実に根をおろしたとか言える途上国はほとんどない。多くの工業原材料は輸入に頼っている。生産工程は極度に専門化されている。そして製品および半製品は輸出されている。現地経済との結び付きは比較的弱いのである。資本・財貨の輸入や機械設備の保守の点での、母国その他の国への依存は、失業、貧困、低賃金搾取とのたたかいを困難にしている(The Workless State, 1980.)』。

少し長くなったが、さすがに、今日の失業の本質をついた見事な分析である。しかし、ここに述べられていることは、まさに今日の日本で、あるいは日本をとりまく国際社会で現に進行していることではないだろうか。日本の今日の失業を問題とする際には、タウンゼントの分析に

加えて、「コンドラチエフ循環の下降期」と評される構造不況の世界的な持続、あらゆる産業をまきこむME関連技術の発展とその広範な活用、リーン生産方式として有名になった日本の経営の世界的影響、規制緩和をテコに推進される自由経済圏づくりと経済ブロック化、そうしたなかでの日本の成長路線の破綻、等の重大な影響について分析する必要があると思うが、これらはいずれも、全体として構造的失業の形成をいっそう大規模化し加速させる条件となっている。しかも日本の場合には、リストラ戦略の展開や海外進出がヨーロッパに比べてはるかに短期集中的であり、また失業者に対する生活保障は、はるかに貧弱である。こうした条件のもとで、多国籍企業の今日的蓄積方式=リストラ戦略の展開が、現状のように傍若無人に日本を席捲するかぎり、慢性的な長期失業問題の激化と社会不安の増大は避けられないのではないかと思う。

しかし、それでは、困難を打開し問題を改善する可能性はないのだろうか。適切な政策や対策は考えられないのだろうか。この問題については、すでに紙数もオーバーしているので別の機会を得たいと思うが、一つだけ想起しておきたいのは、すでに見た先進諸国間のかなり大きな失業水準の格差である。困難ななかでもスウェーデンのように失業水準と長期失業を比較的低く抑えている国もあるわけである。このような格差が何によって生じるのかについて、1986年にテルボーンたちが行った、先進16カ国についての比較調査がある(G. Therborn : Why are some people unemployed than others?, 1986)。それは詳細な国際的時系列的比較研究を通じて、経済的要因(成長率、インフレ率、労働力供給、輸出依存度、労働コストなど)のみによっては国際的な失業率の違いをほとんど説明すること

ができない、という結論を出している。そして、労働市場や社会的再配分のあり方を規定する社会経済政策のあり方が大きな影響力をもつていてこと、また、完全雇用の意識が社会の文化や政治制度のなかに深く浸透している社会では失業率が高く現れる傾向のあること、を指摘し示唆している。経済的条件の違いが影響力をもたないとか重要でないというのではないのだが、経済主義的な決定論の誤り、雇用失業情勢を左右する社会的政治的要因の重要性を明らかにし

た点で、非常に興味深い調査研究だと思う。筆者なりにこの調査結果を読み換えれば、多国籍企業の行動を民主的に規制し、長期失業者に雇用を保障する公的政策が展開されるならば、失業問題は大きく改善されていくにちがいない、ということになる。実をいえば、そうした方向での政策的努力が、ヨーロッパでも始まっているのである。

(常任理事・日本福祉大学教授)

—バックナンバーの紹介（各1000円、送料240円）—

第10号（1993年春季号）

国境なきヨーロッパ資本主義のパラドクス
佐々木建

鼎談 今日の世界と日本経済の動向をどう見るか

第11号（1993年夏季号）

国際的視野から見た今日の政治状況 増島 宏
特集 東アジア経済と日本の労働者

第12号（1993年秋季号）

現代の労働者階級の状態 江口英一
特集 ホワイトカラーと今日の雇用調整

各号、他に〈国際・国内動向〉〈書評〉〈新刊紹介〉他。バックナンバーの申し込み、および定期購読の申し込みは、巻末ハガキにて、どうぞ。折返し、請求書、振替用紙を同封して送付します。

第13号（1994年冬季号）

NAFTAと軍民転換に揺れるアメリカ 中本 悟
特集 激化する国際失業と日本の労働者

第14号（1994年春季号）

社会保障をどうしようというのか 小川政亮
特集 家族・保育政策 — 国際家族年と労働者
階級

第15号（1994年夏季号）

特集 日本独占資本の改革ビジョンとその批判
(第15号より1250円)

特集／社会保障の今日的課題

国民生活の危機と社会保障「改革」

浜岡 政好

はじめに

現在、社会保障制度の大転換が「改革」の名の下に進められている。それは所得保障、医療保障、高齢者福祉や児童福祉等の社会福祉など社会保障制度のすべての分野にわたって行われているだけでなく、制度の原理的な見直しが図られていることが大きな特徴となっている。この時期になぜ社会保障の全面的「改革」なのか。国民向けのもっともらしい理由としては高齢社会への対応を掲げてはいるが、行われようとしている「改革」の中身は高齢社会への対応とは程遠く、逆に国民生活の危機を一層促進するものである。

進行中の社会保障制度の大転換、大改悪を読み解いていくには、それを90年代における日本資本主義の危機とその大企業中心の打開のシナリオに重ね合わせてみることが必要である。したがって小稿では今日の国民生活の危機の状況を分析するとともに、現在のいわゆる社会保障「改革」が国民生活を一層危機に追い込むことを、昨年来強行されてきている「政治改革」や「経済改革」、そして「財政改革」など大企業本位の政治・経済・社会システムの再編成との関連で分析することにする。

1. 経済的危機と国民生活の貧困化

2年以上にもわたる長期不況の下で国民生活の危機は一層深刻化してきている。現下の経済危機は通常の景気循環における不況局面というだけでなく、多国籍企業化した大企業が国内の社会経済システムを「国際企業の時代」にあわせてリストラ・再編する過程における問題の発現という側面を強くもっている。国内需要を賄うには過大な生産力を輸出にふりむけるというこれまでの『追いつき追い越せ』型の日本型経済システム（平岩リポート）が貿易摩擦を激化させ、円高を高進させるなかで、その危機突破の方向を一層の多国籍企業化（産業の空洞化）と規制緩和に見いだそうとしている¹⁾。この大企業本位の危機対策は、結局のところ大企業の経済活動の国際的・国内的な障害や制約を除去し、蓄積条件を再構築するために経済的・社会的条件を整備するということである。

そしてODAなど国際社会での摩擦緩和対策の費用の増大や国内市場の拡大のための新型公共投資など「日本型経済システム」のリストラ・再編のために必要となる膨大な財政需要への対応が「財政改革」（消費税率のアップ）というわけである。また発展途上国の低賃金を利用した多国籍企業の経済活動に対抗するという名目で

国民の生活水準の引き下げが企図される。社会的規制の弾力化と社会保障制度の改悪はこのための不可欠な要素なのである。このように経済危機打開の大企業本位のシナリオは国民生活の危機をさらに悪化させてきているのである。

①高失業と過重労働の同時進行

こうした経済危機の国民生活への影響をまず雇用・失業からみてみよう。『94年版労働白書』によると、93年の完全失業者数は166万人、前年より24万人増え、また完全失業率も2.5%と前年より0.3ポイント上昇し、いずれも第1次石油危機直後の1975年以来の「大幅な増加」となっている。94年に入ても雇用・失業は一段と悪化しつつある。94年3月の完全失業者数は208万人と初めて200万人台を超える、失業率も2.9%と過去最高の水準に迫りつつある。有効求人倍率も低下しつづけ94年6月には0.63倍と、87年の円高不況以来の低水準となっている。

とはいえたが、「労働力調査」や職安統計にあらわれた失業はまだ厳しい現実の一部しか反映していない。これらが表示しているのは若年層を中心とする過剰人口の流動部分である。ナポリ・サミットの経済宣言でもとりあげられているような、「雇用創出」を名目にして先進資本主義国における労働諸条件の切り下げが行われ、他方でこうした「労働市場の弾力化」とあわせて社会保障給付の切り下げなどが進行すれば、派遣労働やパートタイム労働等の不安定就労や低賃金労働が拡大することになる。そうすれば日本のように見せかけの失業率（完全失業率）は確かに低くなるだろう。

これは失業問題の解決ではなく隠蔽化である。つまり、今日の失業の特徴は、その中心部分が「完全失業」のような目に見える「短期的流動的失業」ではなく、かつて「不完全就業」とか「半失業」と呼ばれた、通常以下の低賃金・

悪労働条件での就業に実質的失業の形態に変わってきたのである。また非労働力人口として潜在化させられている場合もある。「就業構造基本調査」(92年)のデータを用いて、低賃金・不安定就業を含めた失業の総体を測定してみると、まず無業者で就業を希望している者は954万人、うち求職活動をしている者383万人である。またパートタイマー、アルバイト、嘱託、派遣社員などの不安定就業者の総数は1053万人となっている。さらに正規従業員のなかの低賃金労働者（年間所得100万円未満）が65万人いる。

これらの失業者・不安定就業者の総合計は2072万人にも達する。もちろんこのすべてが求職活動をしているわけではないから「完全失業者」ということにはならないが、前記「労働力調査」の「完全失業者」数がいかに失業状況を過小にしか表示していないかがわかる。今後、リストラ「合理化」や生産拠点の海外移転がさらに進めば、失業問題の一層の深刻化は避けられない。この点について大企業サイドの姿勢は明確である。円高に対応するためにリストラと規制緩和を断固推進するというのである。例えば、新日鉄の今井敬社長は規制緩和によって「生産性の劣った企業や公的部門の整理・淘汰」が行われ、「雇用問題が顕在化することは避けられない。現実に相当数の失業が発生し、社会的混乱が生じる事態も予測される」が、「展望の持てる痛みの方を選択すべき」とする。（『朝日新聞』94年7月31日）

勤労国民の「痛み」は失業だけではない。徹底したリストラ「合理化」は排除をまぬがれた労働者の側での過重労働を一段と強めている。一方で生産調整による一時帰休まで行いながら、他方では「余剰人員」を他工場や他企業へ応援・出向させるために労働密度が以前にも増して強まっている。JMIU 日産の「連合」組合員対象の

特集・社会保障の今日的課題

調査では、「仕事が以前よりきつくなった」が51%、その理由は「仕事範囲の拡大」と「人員の減少」となっている。またFA化やME化がさらに強化され、「長時間・過密・高緊張・強制」といわれる非人間的な状況が進んでいると伝えられている²⁾。かくして高失業と併存して不況下でも過労死が多発する状況が生まれているのである。(「過労死110番」)

②生活の困窮化と家族の危機

勤労国民の状態悪化は生活場面にも色濃く現れている。高支出型生活様式の下で賃金抑制が行われた結果、生活困難が強まっている。「賃金構造基本統計調査」によれば、93年の平均賃金は前年比2.1%増の28万1100円(38.7歳)、この上昇率は統計開始以来最低の伸びになっている。また「毎月勤労統計調査」(速報)でも、93年度1人当たり実質賃金(30人以上規模企業)は、前年比0.1%減になっており、80年度以来13年ぶりにマイナスになっている。現金給与総額は401,294円、前年比1.0%増で、これも70年度以降最低の伸びになっている。このような実質賃金の伸びの停滞または減退にくわえて、今年になって公共料金が続々と値上げされた。

93年の総務庁「家計調査」(速報)によれば、こうしたなかで勤労者世帯の家計状態はまさに火の車になっている。勤労者世帯の実収入は世帯主の臨時収入・ボーナスや妻の収入が実質減となつたために、実質0.1%の微増にとどまり、1981年以来の低い伸びとなっている。このような家計収入の実質的減少は消費の抑制をもたらしている。1カ月の平均消費支出は355,276円で、実質前年比0.4%減となった。この実質マイナスは1980年以来13年ぶりのことである。税・社会保険料など非消費支出の1カ月平均92,390円と消費支出あわせた実支出は477,666円となっている。この他にも待ったなしの支出がある。

実支出以外の支出のなかに含まれている多様な借金の返済である。住宅ローンの返済(28,103円)、他の借金返済(5,644円)、月賦払い(9,569円)、掛買払い(11,495円)などの合計は54,811円になる。

これらのすべてを合わせると502,477円になる。これが勤労者世帯が毎月どうしても支出しなければならない金額である。これに対して夫の勤め先からの定期収入は364,427円である。したがって家計構造上からも臨時収入等や妻の収入が不可欠になっており、この部分の収入減が消費支出にすぐはねかえることになる。また実支出が伸びていないにもかかわらず、消費性向は83年以降ずっと低下傾向にある。消費を抑制して借金の返済や貯蓄にまわしているのである。

とはいへ消費の抑制によってもカバーできない家計支出は借金でということになる。93年の貯蓄動向調査によると、93年末の勤労者世帯の負債残高は359万円と前年比15.5%の大幅増となっている。これにあわせて消費者信用の破綻は空前の規模になっている。最高裁事務総局のまとめでは、92年の個人破産申立件数は4万3144件に達し、これまでの最高になっている。ちなみに90年の破産申立件数は2万3288件であった。このほかに破産予備軍(支払い不能者)が100万人以上いるともいわれており、今日の生活危機が切迫した状況になっていることを示している。

このような勤労者家族の経済的困難はまた生活単位としての家族の危機を一段と深刻化させている。93年の「国民生活基礎調査」によれば、世帯の規模は2.96人とさらに縮小し、世帯形態では高齢「単独世帯」や中高年の「夫婦のみ世帯」が増加している。また「児童のいる世帯」は34.9%で前年より41万世帯も減少しており、少子化傾向が依然として進行している。ライフステージの初期(子育て期)と晚期(高齢期)

に過大な生活課題を担わざるをえない小さな核家族に対する社会的な支援策が十分に整えられていない中で、子育て危機、介護危機として家族問題が噴出している³⁾。なかでも高齢期の生活不安が極めて強くなっている。これは単に高齢期だけの生活不安ではなく、高齢期を含む全生涯周期の生活不安と重なっている。

高齢期の生活問題に関しては、この間の社会保障「改革」において事実と異なる高齢期生活像がふりまかれ、それが根拠となって制度改悪が合理化されてきているので、高齢期生活の実相について若干ふれておくことにする。この年3月に出された「21世紀福祉ビジョン」でも豊かな高齢期生活像が大前提に据えられている。確かに「全国消費実態調査」(89年)の高齢夫婦世帯のように年収557万円(有業者あり)という相対的に「豊かな」高齢期生活が存在するのは事実である。しかし、高齢夫婦世帯が高齢者世帯の約半分しか占めていないだけでなく、こうした有業者のいる高齢者世帯はそのなかのさらに恵まれた一部の層である。ちなみに同じ89年の「国民生活基礎調査」の高齢者世帯の平均年収は275万円となっている。

高齢期生活は全体に現役時代よりも生活水準が低下するだけでなく、現役時代の生活格差がさらに増幅して現れる。老後生活を支える中心的役割を担っている公的年金についても制度間で格差があるだけでなく、現実の受給額はおしなべて低額である。例えば、受給年金の年額60万円未満が男性で32%、女性では64%にも達している。また高齢者世帯の所得分布に生活保護基準を当てはめてみれば、高齢者世帯の約35%が生活保護基準以下になるという試算もある⁴⁾。このように高齢期生活がまさに貧困状態にあるというだけでなく、これまで数多く実施された高齢者生活実態調査が示しているのは、大多数

の高齢者世帯では経済的困窮と要介護状態がまさにつながっているという事実である。こうした事実こそ社会保障の真の改革の土台に据えられるべきである。

2. 社会保障「改革」の展開と 社会保障の危機

① 「臨調行革」下の社会保障「改革」の特徴

このような国民生活の危機の深まりに対して、社会保障は国民の生活困難を防ぐという本来の役割を十分に発揮しているであろうか。生活危機の深刻化にもかかわらず、80年代の「臨調行革」以来現在まで、社会保障「改革」の名の下に一貫してその抑制と縮小が強行してきた。80年代の社会保障「改革」の論拠として持ち出されたのは、「財政危機」論、「高齢化社会危機」論、「豊かな社会」論、「市場万能」論などであった。この場合に最も前面に出されたのは第1次石油ショック以降の膨大な財政赤字の削減問題であった。そしてこの問題への自民党政府や財界の処方箋として、増税などによる負担の勤労国民への転嫁、財政コストのかかる公共サービスや公的負担の縮小などが打ち出された。

他方で、「豊かな個人」・「豊かな社会」論は国民の負担能力や社会保障の後退に耐えうることの論拠とされた。しかし、これを裏付ける客観的データなどはほとんどなく、唯一持ち出されたのが例の「中流意識」の肥大論である。したがって第二臨調のスローガンしての「自立・自助」や「互助・連帯」は生活実態がそうであるというよりも、そうすべきという道徳性を帶びていた。また「財政危機」論が緊急避難的であったとすれば、「高齢化社会危機」論の方は予防的な提起として社会保障政策の転換を合理化する役割を担った。これに公的施策を敵視する「市場万能」論がセットになって「臨調行革」下の

特集・社会保障の今日的課題

社会保障「改革」が推進されたのである。

こうした80年代の社会保障「改革」は、当面する「財政危機」の解決が中心に据えられていたこともあって、政府の社会保障への財政支出を削減するとともに、老人医療の無料化廃止、健康保険制度の改悪、公的年金の保険料の引上げや給付の低下、福祉施設等での「受益者負担」強化など公共的なサービスの受け手に対する負担増などに重点がおかれた。その結果、勤労者生活においては強要された自助に対応するなかで「過労死」の多発や「福祉が人を殺すとき」という状況が生み出された。勤労国民に対しては自立・自助と負担増を、大企業には至れり尽くせりの保護をという80年代の「臨調行革」型政策は、大企業の競争力を急速に強化して、多国籍企業化する一方、国民生活の惨めさを一層際立たせた。そして「企業富み、民貧し」という批判を広範に引き起こした。

②90年代社会保障「改革」の方向性

80年代の社会保障「改革」がどちらかといえば、眼前的財政危機を突破口にして緊急避難的に強行されたとすれば、90年代の社会保障「改革」はもう少し長期戦略的に構想され、展開されている。それは80年代を通じて多国籍企業化してきた日本の大企業が、そのような世界的な位置のうえに多国籍企業国家、すなわち「経済大国」として、国内の社会・経済体制を再編しようとしており、社会保障もその一環としてリストラの対象にされているということである。90年代に入ると「ゴールドプラン」など高齢者の介護問題を中心とした社会福祉政策が前面に出てきており、高齢者福祉の整備の面で従来より一定の改善がみられることが確かである。

しかし、多国籍企業化した大企業の立場から政策体系全般にわたって経済合理性が徹底して追求されており、政策理念として戦後一貫して

掲げられてきた「福祉国家」像は完全に廃棄されている。社会保障が生活論や権利論のうえに構築されるのではなく、理念的にも完全に経済政策に従属するものとして位置づけられてきている。この点が90年代の社会保障「改革」のイデオロギーの大きな特徴である。例えば、高齢者介護等は「特に公的に行わず各家庭の自助努力にまかせるという選択も考えられよう。…しかし、この場合、介護が必要な者の多くが病院に長期入院という形で出てくることが考えられ、コスト的にはかえって高くなるということも考えられる」(厚生大臣官房政策課長 横田吉男)というように、高齢者福祉等の拡充も医療費の抑制との関連で位置づけられているのである⁵⁾。

そしてこうした社会保障「改革」の前提となっているのが、21世紀に向けた大企業サイドの90年代戦略としての「生活大国五カ年計画」(92年6月)である。これはタイトルの「生活大国」からくるイメージとは正反対に多国籍企業化してきた日本の大企業体制の生き残り戦略である。計画が目指しているのは、21世紀における「活力ある産業社会」の維持とそのための社会経済の再構築である。そのために規制緩和などによる「市場メカニズムの活性化」を通じて、国内の非製造業部門や農林水産業などをリストラし、多国籍企業化した大企業の経済活動に適合的な社会経済的条件を整備しようとしている。したがって90年代の社会保障「改革」はこのような大企業体制存続の諸課題との関連で行われているのである。

この計画のなかで社会保障は生活関連社会資本の整備や国際貢献とならんで財政運営の重点施策にあげられてはいるが、他の2つの施策が拡充の方向で位置づけられているのに対して、社会保障は「給付と負担の適正化・公平化等制度の見直し、効率化をすすめる」と抑制の方向

が示唆されている。既に見えていたように勤労国民の失業や生活の困窮化が進行し、家族の自助力が減退して高齢期不安が未曾有に高まっている時期に、社会保障の大幅な後退を国民にいかに受容させるか、これが社会保障「改革」のイデオロギーに与えられた役割なのである。しかも、注視しなければならないのは、単に社会保障の大後退を受容させるだけではなく、他方でまさにその社会保障を口実にして消費税の大増税や社会保障の負担増を強行しようとしていることである。

とはいっても、このような社会保障の大規模なりストラは、これまでの社会保障に対する考え方と原理的に矛盾せざるをえない。「臨調行革」下の社会保障の後退はまだしも財政赤字による一時的な緊急避難という姿勢で対処することもできた。しかし、それでも社会保障の後退は憲法の生存権保障の精神にもとるものとして国民の厳しい批判にさらされた。したがって90年代において「経済大国」にふさわしい生活保障を要求する国民の声に逆行して社会保障の後退を強行するには、憲法の生存権に基づいて構築されてきた戦後の社会保障制度の原理的な転換を図る必要が出てきたのである。93年2月の社会保障制度審議会「社会保障将来像委員会第1次報告－社会保障の理念等の見直しについて－」は、まさにこうした要請に応えて出されてきたものである。

この「第1次報告」は「社会保障の理念等の見直しの必要性」として、社会経済環境の変化によって労働力人口の減少や高齢化などが進展するために、「社会保障財源上の制約」が今後強まるることをあげている。そしてこうした問題の解決には、社会保障の理念を「みんなのために、みんなでつくり、みんなで支えていくもの」というように転換させて、社会保障に必要な費用

を国民すべてで支える必要があると説く。これは具体的に何を意味するのであろうか。一言でいえば、憲法の生存権保障に対する国家責任の縮小であり、資本主義社会における生活問題に対する資本家責任の免罪である。つまり社会保障を原理的に共済のレベルに先祖帰りさせるものである。

こうした原理的な転換はまずははじめに社会保障財政の抑制という結論をたてて、そこから逆に公的責任の縮小を導出している。つまり、「高齢社会の到来による年金、医療、介護等の急速な費用増大を考えるとき、社会保障制度の長期安定を確保するためには、財政面での制約をも考慮しつつ社会保障の守備範囲を再検討することは避けられない」というわけである。このため報告書は公の役割や責任を著しく貶価し、縮小させた公私役割論を展開している。例えば、「社会保障の費用について相応の負担」が基本であるとか、「生活の維持・向上は国民各自に第一次的責任」があるとか、「家族による世話を全般的に公的責任に切り替えるのではなく、家族による介護を公的に支援」するにとどめるなどという具合である⁶⁾。

社会保障制度審議会における社会保障の原理的な見直し作業とならんで、この年3月末には厚生大臣の私的諮問機関である高齢社会福祉ビジョン懇談会から「21世紀福祉ビジョン」が発表された。このビジョンは93年12月に出された経済改革研究会の報告（「平岩リポート」）とワシントン・セットになっており、規制緩和を主軸とする「経済改革」の5つの政策の柱の一つとして位置づけられている。結局、ビジョンが強調しているのは、「高齢者が増えれば介護の費用が膨らんでゆく」ということであり、「そういう将来像を描いたうえで、租税負担の上昇は避けられない」ということである。つまり、ビジョンは

特集・社会保障の今日的課題

「税制改革」(消費税率の大幅アップ)の待ちに待った口実を提供したのである。

この「福祉ビジョン」の掲げる政策が高齢期生活や子育ての不安を決して解消するものでないことは、「新ゴールドプラン」の水準や子育て支援の中身からみてとることができると、既にこのビジョンが織り込みずみとしている公的年金や健康保険の改悪の内容からも推察することができる。予想されたようにビジョンは社会保障の全般的な後退と大幅の負担増を合理化する煙幕として活用されるしかないように思われる⁷⁾。

だが、このような社会保障「改革」はその先にどのような勤労国民の状態を作りだすことになるのだろうか。「改革」によってもたらされる社会保障の大幅な後退は大企業にとっては租税などの財政的負担を軽減させるだけでなく、公共的財源を大企業本位で活用する余地を大きくし、また生活不安が増大させる勤労者の預貯金などが金融機関や国家を経由して大量に企業の活動資金として流入することになる。加えて社会保障の給付水準の低下や負担の増大は、高齢者や女性などを低賃金の不安定就業者として労働市場へと誘引する。これは多国籍企業化した大企業にとってはきわめて都合のよいシナリオであるが、勤労国民にとっては逆に生活困難を一層増幅させることになる。とりわけ自立度の低い幼少期、高齢期に矛盾が集中し、子育て困難や介護危機が深刻化する。

おわりに

このように社会保障「改革」は勤労国民にとってまさに社会保障の危機以外の何ものでもない。勤労国民の生活危機が進行し、社会保障の役割が一段と大きくなる時期に、肝心の社会保障の縮小・解体が進められているのである。そ

してこの間の「政治改革」や「経済改革」、「税制改革」などの推移が示していることは、90年代社会保障「改革」が単に社会保障領域に限定した制度改悪ではないということである。現在進められているのは戦後の憲法体制そのもののリストラであり、平和と民主主義の全面的な再編の一環としての社会保障「改革」であるということである。

この点について大企業体制維持の側の姿勢は明確であり、断固としている。小選挙区制、消費税率アップ、規制緩和、健康保険法改悪など一連の諸「改革」の進め方がそれを象徴している。少々の国民の反対は無視して強行する、これが「改革」のやり方である。このことに関しては政党レベルでは日本共産党を除いて親小沢グループも反小沢グループも全く差がない。競ってリストラ政策（前記の経済改革研究会の中間報告は、福祉も聖域にしないことを明言している）を促進してきている。また高級官僚が「時には国民の方々に対しても困難な問題についてもご理解をいただかなければならない」（井手厚生大臣に対する古川厚生事務次官の歓迎の辞）などと広言する状況もある。このように社会保障をめぐる政治状況は「臨調行革」時のそれ以上に厳しいことを直視しておく必要がある。

しかし、こうした大企業本位の社会・経済「改革」は国民生活の危機をさらに促進し、大多数の国民との間の矛盾も強めざるをえない。しかも、この多国籍企業化に向けた大企業強化戦略によっても経済的な危機の打開は困難であろう。今日の危機の中心は大企業が突出して富を一方的に蓄積するシステムにこそあるからである。その大企業の社会経済的な力を一層強化しようという「改革」の処方箋は、もし成功したとしても、それ自身が問題の解決をさらに難しくすることになる。むしろ、今、必要なことは社会・

経済政策のベクトルを国民生活優先の方向に大転換させることである。

このことについて内橋克人氏などの、90年代不況を異常に長引かせているのは、家計から企業への「絶えざる所得移転」による「足腰の弱い消費市場」に問題があり、したがって不況からの脱却には従来のような所得移転のシステムを是正し、勤労者を豊かにさせる社会システムの構築こそ不可欠であるという主張には説得力がある⁸⁾。

つまり社会保障の拡充が経済を危機に陥れるのではなく、勤労者の生活不安を解消し、生活状態の改善につながる社会保障の拡充や住宅、教育、医療、交通・通信、文化など生活型の社会基盤の整備こそが「活力ある経済の維持」を可能にするのである。したがって、現在進められている社会保障「改革」に反対するとともに、勤労者生活の実態と憲法の生存権保障の理念をふまえた社会保障の拡充・発展の中身を具体化することが重要な課題になっている。

(注)

- 1) 経済改革研究会の報告については、日刊工業新聞特別取材班編『平岩リポート 世界に示す日本の進路』、つんく書房、1994年が詳しい。社会・経済のリストラ戦略の概要が把握できる。
- 2) これらの実態に関しては、『労働運動』94年8月号、特集「現代の貧困化と労働者階級」の「職場からの報告」を参照のこと。
- 3) 子育てや介護など生活周期上の生活課題や生活問題については、拙稿「ライフサイクル上の生活諸課題と生活支援サービスの可能性」でとりあげている。
- 4) 全労連・建設一般・雇用失業政策研究会「今日の失業の性格に関する調査研究と提言」、『賃金と社会保障』94.3合併号、19~26頁参照。
- 5) 横田吉男「今後の社会保障の課題」、『週刊 社会保障』94年8月8日・15日、No.1801。
- 6) 「社会保障将来像委員会の第一次報告」については既に「憲法理念の放棄と生活状態軽視の『社会保障』像」(中央社会保障推進協議会『社会保障』93年4・5月合併号)という小論で批判的に検討した。
- 7) 「21世紀福祉ビジョン」についても拙稿「消費者増税への道筋めの『福祉ビジョン』」(『労働運動』94年7月号)でとりあげている。
- 8) 内橋克人『破綻か再生か—日本経済への緊急提言』文芸春秋社、1994年。

(常任理事・佛教大学教授)

全労連主催アジア・太平洋労組シンポ 労働者の権利、人権と 多国籍企業の民主的規制

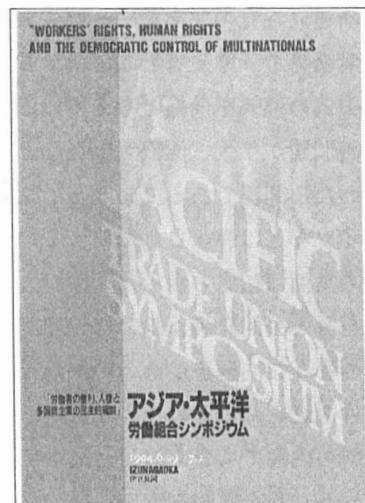
「多国籍企業」をテーマとするシンポは日本の労働運動史上初の試みとして内外から注目される中で、8カ国、3国際組織が参加。本書はシンポを全収録し、豊富な資料も掲載。

定価：1,500円（消費税込み・送料別）

発売：(株)アキコ企画

注文：労働運動総合研究所

〒114 東京都北区滝野川3-3-1 ユニオンコーポ403
TEL03(3940)0523 FAX03(5567)2968



編集・発行 全労連

高齢者福祉政策と公的介護保険構想

武田 宏

1. はじめに

介護対策が政策の重要な課題となってきている。3月末に出された厚生大臣の私的諮問機関・高齢社会福祉ビジョン懇談会の報告書「21世紀福祉ビジョン」は、「いつでもどこでも受けられる介護サービス」、「新しいゴールドプランの策定」などを掲げた。これは4月以降の税制改革論議の中で消費税（大型間接税）税率引き上げの理由づけとしてもちいられたため、介護費用の財源対策という意味あいだけでは考えられない。他方でこれとは別に社会保険方式で介護費用を調達するという「公的介護保険」構想が登場してきている。

新連立与党の井出正一・厚生大臣は就任後の記者会見で「厚生省としては、必ずしも介護保険方式の導入を前提と考えているわけではない。介護問題が年金・医療・福祉など社会保障全般にわたる問題であることから、諸外国、とくにドイツなどは導入されたが、そのような動向を含め当面は幅広い観点から検討していきたい。私自身も公的介護保険には大変関心があるが、どのような問題点があるのか、果たして日本に受け入れられるものなのかというところまでは役所の内部でもまだ検討は進めていないので、これから社会保障制度審議会の動向をみながら幅広い検討を行っていきたいと思っている」と述べている¹⁾。このように介護重視の政策が展開

されつつあるが、その財源問題については政府内部でも十分調整がついていない状況である。

高齢化の進展とともに障害をもつ高齢者が増えてゆくことは先進国に共通の事象であるが、わが国の場合は、急速な高齢化が進行した1980年代には、臨調「行革」により社会保障・社会福祉の抑制・削減が実施され、寝たきり、痴呆という障害高齢者への社会的対策が事実上放置された。これには日本型福祉社会論・日本型家庭基盤などというアナクロニズムの家族觀にもとづいて政策がすすめられたことが大きい。小論では90年代における介護政策を概括した後に、介護費用財源として議論されつつある公的介護保険構想について検討したい。

2. 介護問題をめぐる動向

1980年代の臨調「行革」のもとでの社会保障・社会福祉抑制政策により深刻となった介護問題に対し、政府は1989年末に「高齢者保健福祉推進10か年戦略」（1990～1999年、以下、「10か年戦略」と略称）を策定した。これを政府みずから「ゴールドプラン」と称しているが、これは総選挙（翌90年2月実施）に向けての当時の与党・自民党の選挙対策として報道されたものであり、「世論操作・誘導的な意図を持って」ゴールドプランという別称が使われだしたという²⁾。

さて、相前後するが、1989年3月に出された社会福祉関係三審議会合同企画分科会意見具申

「これからの社会福祉のあり方」を受けて、90年6月に老人福祉法等8法改正が実施された。この法改正では「居宅における介護等の措置」として在宅福祉サービス法制化がおこなわれた

(老人福祉法第10条の3、4)。また老人福祉・障害者福祉入所施設への措置権の町村移譲は、従来都道府県福祉事務所が担っていた特別養護老人ホーム等の施設入所事務を市町村が一元的に担うこととなり、施設・在宅を通じた総合的相談・援助とサービス提供実施という地域レベルでの介護体制形成を法的に確立された(同11条)。同時に老人保健福祉計画の策定が市町村に義務づけられた(同20条の8、老人保健法第46条の18)。しかし在宅福祉サービスは法定化されたもののその実施事務は市町村にとって「随意事務」としたままで、計画策定が「必須事務」となるという法的不整合点をもっていた(武田1993a)。

老人保健福祉計画については、1993年度中に全国3,300を超える区市町村で厚生省の指導にもとづき計画策定が取り組まれた。都道府県も市町村の計画策定を援助・指導しながら都道府県計画を策定した。このうちホームヘルパー数については朝日新聞社の集計では2000年には全国で12万2,371人へと増やす計画内容となっていて³⁾、これは10か年戦略の10万人を上回っている。ところが90年代においても地方「行革」が継続され、市町村公務員削減・抑制政策をそのままとし、町村への福祉事務所設置や職員体制拡充等の行政的措置が十分とられていない(武田1994b)。この結果介護サービスについての民間委託も顕著であり、1992年度においてはホームヘルプ事業の外部委託は市町村数で2,355(72.5%)、ヘルパー数で42,801人(73.3%)となっており、10か年戦略のはじまる前の1989年度の1,873市町村(57.7%)、13,006人(41.9%)から大幅

に委託が進んだ⁴⁾。またこの背景には老人保健福祉計画推進のための市町村の財源問題の手当が十分とられていないことがある(武田、1993a、1993b)。

さて、厚生省は省内組織体制として1992年7月より大臣官房・老人保健福祉部を老人保健福祉局として再編成していた。また、1994年4月には「21世紀福祉ビジョン」を受け、省内に事務次官を責任者とする高齢者介護対策本部を設置した。「介護問題は福祉や医療、年金など社会保障の各分野にわたる対策が必要であるため、介護施策等について総合的に検討するための省内横断的な組織」となるという⁵⁾。さらに7月には同本部内に大森彌(東京大学教授)を座長とする専門家委員会「高齢者介護・自立支援システム研究会」を設置し、介護問題や将来の介護システムのあり方に関する論点整理を集中的に検討し秋には報告とりまとめをおこなうという⁶⁾。「21世紀福祉ビジョン」を出した高齢社会福祉ビジョン懇談会自体、事務局として厚生事務次官、大臣官房長などを含むものであった。その後にこの対策本部が設置されたことは、いわば「介護対策」を一つのキーワードとし、次に触れる公的介護保険創設をはじめとして包括的な介護政策についての検討を始めたことを意味するといえよう。

3. ドイツの公的介護保険の概要

さて、介護費用の財源について公的介護保険創設の構想が浮上しつつある。社会保障制度審議会・社会保障将来像委員会では公的介護保険創設の検討をおこなっているという⁷⁾。厚生省でも導入検討作業をおこなっており⁸⁾、その詳細は明確ではないが、健康保険(医療保険)に「介護保険」部分の附加保険料を上乗せて保険料徴収をおこない、老人保健制度と一体的に運用す

特集・社会保障の今日的課題

る構想が一つの有力案のようである⁹⁾。

そこで次に、創設が決まったドイツの公的介護保険の内容を検討素材としたい¹⁰⁾。ドイツでは94年4月の連邦議会・連邦参議院で介護保険の制定が決定され95年から実施されることとなり、医療、年金、失業、労災の各保険に次ぐ5番目の社会保険としてスタートすることとなる。公的介護保険の特徴点については木下秀雄は次のようにまとめている¹¹⁾。①使用者負担を導入していること、②賦課方式を導入することによりすでに要介護状態にある人に対しても直ちに給付を開始することとしている、③給付の対象を高齢者に限定せず、若年要介護者も給付対象としている、④介護者に対する年金保障、労災年金、医療保障、介護手当など介護者に対する手立てがさまざまに組み込まれている。まず、制度の概要をみてみよう。

ドイツの介護保険は95年1月1日より労使折半負担の保険料（月収の1%）徴収がはじまり、在宅介護については同年4月1日から、施設における入所介護については96年7月1日から保険給付が開始される（保険料は同日だけで1.7%に引き上げられる）。ドイツの公的介護保険では要介護の状態が3等級に区分され、給付額はこれにもとづいて決定されるという。まず介護等級1は「かなりの介護を必要とする」というもので「少なくとも1日1回は介助を必要とする」状態である。次に、介護等級2は「重要な要介護」とされ、「少なくとも1日3回は介助を必要とする」状態とされる。最後に、介護等級3は「最重度の要介護」とされ、「24時間介護を必要とする」状態と規定されている。

そのうえで95年4月から支給が開始される予定の在宅介護給付は、①現金給付としての介護手当、②現物給付としての介護派遣が選択できるという。介護等級1の要介護者の場合、月額

400マルクの現金給付または750マルク相当の現物給付、介護等級2の要介護者の場合、月額800マルクの現金給付または1,800マルク相当の現物給付、そして介護等級3の要介護者の場合は月額1,300マルクの現金給付または2,800マルク相当の現物給付となる（介護等級3の特に重度のケースでは、さらに現金給付の限度額は3,750マルクまで引き上げられるという）。なお短期間だけ介助を必要とするもの、または例外的にり多くの介助を必要とするものは、年に4週間2,800マルク相当の介護を受けることができるという。

次に、96年7月から支給開始予定の施設入所介護については、月額2,800マルクまでの介護に限定した費用を負担する（特に重度の場合は3,300マルクまで）。なお、介護保険から介護施設建設について旧東ドイツ地域の各州は年間8億円の設備投資補助金を8年内にわたって受け取ることも定められている。

以上が制度の概要であり、前述のような特徴点があるものの次ののような問題点があるといわれる。第1に、使用者負担についての経済界や自由民主党の反対論のため、ラント（州）単位で、介護保険の第一段階開始（在宅介護給付開始）とともにラント議会で決議をして、一日の労働日に当たるような一日の休暇を削除する経済的補填策がとられた。特に、経済的補填の実施方法については「2段階に分けて、しかも具体的な実施についてはラントに委ねる、という方法での処理であった。いずれにせよ、現在のドイツの経済状態を考慮して、保険料使用者負担の導入とその経済的補填（結果的には労働者への転嫁）という方向で、与野党は妥協した訳であるが、今後引き続き論議の対象となることはまちがいないであろう」とされる¹²⁾。

また、第2の問題点として介護保険の施設給付額・水準がある。施設介護給付は原則として

上限が2,800マルクであるが、実際の介護額は月額平均4,760マルクといわれている。現在は施設入所者の70~80%が社会扶助受給者であるといわれるが、介護保険導入後社会扶助を受けざるをえない施設入所者がそれほど減少しないのではないかとの疑問が出されているという。

第3の問題点として在宅介護サービスも最高で一日二時間程度のものしか予定されていないため、重度の在宅介護者に対する施策としては不十分である。

以上のように使用者折半負担や賦課方式導入という点で抜本的改革内容を持つと思われたドイツの公的介護保険は、内容に立ち入って検討するならば多くの問題点があり、95年の実施以降に解決を迫られる問題が多いことも明らかである。それでは以上のドイツの公的介護保険の概要を踏まえて日本での公的介護保険構想の意義と問題点について触れたい。

4. 公的介護保険構想の意義と問題点 ——まとめにかえて

まず、わが国で介護保険を社会保険として確立しようとの構想については次のような意義が見いだせるのではないかと思われる。従来政府・厚生省は、介護費用については日本型福祉社会論にもとづく家族介護を基本と想定するとともに、介護費用財源としては民活路線にもとづいて民間介護保険の活用や、介護費用捻出のための資産担保融資（いわゆる「武藏野方式」が出发点）を重視してきた。そして家族による介護費用・負担を含めた社会的ケアコストについての視点が非常に弱かったといえる。今回の社会保険としての介護保険構想は、したがって介護費用を直視しそれを公的に解決しようとする方向を示していることといえよう。特に、「私見」とのことわりがあるとはいうものの、厚生省社

会・援護局福祉人材確保対策室長の肩書きをもつ宇野裕が発表した論文「老人介護問題はなぜ社会的に解決しなければならないのか」が関係者に注目された¹³⁾。氏は「政府が老人介護問題に積極的に取り組むことが、経済政策としても有効である」「福祉の充実のためには、必ず福祉以外の部門へまわる資源を抑制したり、新たな負担が必要となる。しかし、そのことがただちに経済発展を阻害するものではなく、むしろ特定の状況においては経済発展に寄与する」という主張を展開し、関係者に大きな影響を与えた。したがって、公的介護保険構想は従来型の單なる民活路線に立ってできてきているわけではなく、また厚生省のキャリア官僚が実名で介護費用および政策について提言することになったことは大きな「変化」といえよう。これは介護費用財源確保をダシにして消費税率引き上げをおこなおうとする政策理念とは明確に異なっていることは確認できる。

とはいものの、ドイツでの制度創設過程を踏まえてわが国の介護問題が公的介護保険構想によって解決できるか検討するならば次のような問題点がある。

第1に、保険金給付の対象として、現在寝つきりや痴呆症状をもつ高齢者のケアに対して支給されるのかどうかである。これはわが国の年金制度創設時において積立方式の社会保険制度であったため当面する高齢者の経済的貧困問題に十分対処しえなかった歴史があるからである。

第2に、使用者負担についてである。ドイツでも企業側の反対論が大きく十分な決着をみないままの制度創設になっている。わが国での使用者側負担を企業側がすんなり受け入れるのかどうか、特に90年代の「複合不況」時での導入検討であるため大きな抵抗が予想される¹⁴⁾。

第3に、この使用者負担に関わるが、わが国

特集・社会保障の今日的課題――

の場合国民年金・国民健康保険制度では使用者負担がなく(また国庫負担の削減もあり)、保険料が高額となってしまい低・中所得層での未加入・保険料「滞納」が生じ大きな問題となっている。自営業層・低所得不安定所得層などの社会階層での生じている社会保険への「未加入者」の問題を公的介護保険はどう解決するのかが問われる。

第4に、国庫負担の問題がある。日本の医療費政策、社会福祉政策では国費(国庫負担)を削減してきたが、介護保険では公費(国費)負担はどの程度算定するのだろうか。特に現在老人福祉において施設福祉、在宅福祉の国庫負担金・補助金は4,000億円強となっているが、施設福祉分野の措置費は85年以降の「高率補助金」削減政策によって地方自治体に負担転嫁された経緯がある。

周知のように80年代においては社会福祉の国庫負担抑制・削減のために、一方では「受益者負担」政策として費用微収基準の改訂・対象拡大によって住民の利用者負担が強められるとともに¹⁵⁾、他方では、国庫負担金の負担率の大幅な引き下げがおこなわれ地方転嫁が行われた。紙幅の関係で詳しくは別稿にゆずるが(武田 1994c)、93年度予算では社会福祉措置費国庫負担金全体では9,026億円であるが、負担率が10分の8であったならば1兆4,310億円であり、5,284億円が地方自治体に転嫁されることとなる。老人福祉措置費は同じく国予算では2,964億円であるが、本来は4,743億円であり1,779億円分国家財政の「節約」をしたことになる。

一昨年末から保育所措置制度改革の出発点は1993年度予算編成の終盤の92年12月初旬の「公立保育園保母人件費の削減1,100億円」という厚生省・大蔵省合意であったが¹⁶⁾、これは財政当局の「措置費全体の圧縮合理化」という方針によ

るものであるとされる¹⁷⁾。公的介護保険構想が国庫負担削減という80年代臨調「行革」型の政策展開をするならば、介護問題を社会的に解決する方策とはなり得ないと思われる。

(日本福祉大学助教授)

筆者文献

- 武田(1994a)「計画推進の経済環境」『公衆衛生』第58巻第2号。
- 武田(1994b)「高齢者ケア制度『分権化』に関する研究(1)――1980年代市町村福祉財政の分析を中心として」『日本福祉大学研究紀要(福祉領域)』第90号。
- 武田(1994c)「高齢者福祉行革と措置費制度」『総合社会福祉研究』第7号、近刊。
- 武田(1993a)「老人保健福祉計画の財政的条件——在宅福祉サービス充実への課題」『週刊社会保障』第167号。
- 武田(1993b)「高齢者保健福祉計画の財政問題」『福祉研究』第70号。

(注)

- 1) 『週刊社会保障』1798号、1994年7月18日、9ページ。
- 2) 里見賢治「『10か年戦略』と『老人保健福祉計画』——その問題点と実効性確保の課題」『社会問題研究』第43巻第1号、1993年、38ページ。
- 3) 『朝日新聞』1994年4月5日付。
- 4) 河合克義「老人保健福祉計画をめぐる課題と計画づくりの方向」『社会福祉研究』第59号、1994年4月、35ページ、表2、表3、参照。
- 5) 『読売新聞』1994年4月13日夕刊。
- 6) 『週刊社会保障』1797号、1994年7月11日。
- 7) 『日本経済新聞』によると、公的介護保険構想にもりこんだ報告素案が7月11日にだされたが、7月15日の社会保障制度審議会総会では将来像委員会に入っていた審議会委員から疑問や慎重論もでたという(94年7月12日付、19日付)。また『朝日新聞』6月12日付でも報道された。
- 8) 阿部正俊・大臣官房審議官の発言(『医療'94』Vol.10 No.8、1994年8月、34ページ)。
- 9) 堀勝洋氏の見解。例えば堀勝洋「介護費用の財源政策」(社会保障研究所編『社会保障の財源対策』東京大学出版、1994年)。また、介護保険に関しての論稿として、社会保障研究所長である宮澤健一の「介護ケアの社会保険化の条件——『介護保険』制度化をめぐる論点整理」『週刊社会保障』第1794号、1994年6月20日、全国社会福祉協議会社会・福祉研究情報センター編『介護費用のあり方』中央法規、1989年、なども参照のこと。
- 10) 以下の紹介は『けんばれん・海外情報』第29号、1994年4月、1-5ページによる。また、土田武史「ドイツの長期ケアと介護保険」『海外社会保障情報』第104号、1993年秋、木下秀雄「介護問題を考える——ドイツ介護保険を手がかりに」『週刊社会保障』第1796号、1994年7月4日、も参照した。

- 11) 木下、前掲論文、21~22ページの論旨を筆者がまとめた。
- 12) 木下、前掲論文、23ページ。
- 13) 『週刊社会保障』第1756号~1762号、1993年9月13日~10月25日。また、同氏の論文「老人介護の社会的費用」(社会保障研究所編『社会保障の財源対策』東京大学出版、1994年、所収)も参照のこと。
- 14) 堀は「わが国で公的介護保険を老人保健と一体的に使う場合は、介護保険料に事業主負担を導入することに問題はないと考えられる」と楽観的に見通しをのべているが、その根拠を明確に示していない(堀、前掲書、206ページ)。
- 15) さしあたり小川政亮・垣内国光・河合克義編『社会福祉の利用者負担を考える』ミネルヴァ書房、1993年、参照。
- 16) 『日本経済新聞』1992年12月6日付。
- 17) 『週刊社会保障』1730号、1993年3月8日付、7ページ。

付記

本稿脱稿後の報道によると、厚生省は今年度(1994年度)の老人保健福祉関係予算の執行において、地方自治体の計画した事業に見合う予

算が確保されていないとして、「特別養護老人ホームの建設事業のうち20%しか認めず、残りは来年度に先送りすることを通知した。在宅介護も、ホームヘルパー補助費などが予算額(1240億円)を大幅に上回るのが確定になつたため、計画を延期するよう要請する」という(『日本経済新聞』1994年8月11日付)。

10か年戦略、老人保健福祉計画の策定は政府の策定・指導してきたものであり、地方自治体の計画の先送りをうながすような通知は大問題である。

財源不足であれば、不要不急な経費を削減して老人保健福祉予算増額の補正予算こそがとるべき策であろう(湾岸戦争支援の90億ドル支出のために生活保護費百数十億円の減額を含む補正予算がおこなわれたことは記憶に新しい)。

労働総研・全労連共催

シンポジウム報告集

不況・リストラ「合理化」と 民主的規制

不況・リストラ「合理化」反対と民主的規制のたたかいの現状と方向を探求する実践家と研究者の共同のシンポジウムの内容を全収録。

定価: 1,500円 (消費税込み・送料別)

発売: (株)アキコ企画

注文: 労働運動総合研究所

〒114 東京都北区滝野川3-3-1

ユニオンコーポ403

TEL03(3940)0523 FAX03(5567)2968



年金・医療改悪の軌跡と構図

公文 昭夫

1

ここでは社会保障のなかの年金、医療を中心とした問題状況をどうとらえるかが課題である。具体的にはあとで述べるが、年金、医療の「いままで」（とくに第二臨調答申以降）と「いま」そして「これから」を象徴的に占う事態を、私たちは94年6月末に閉幕した第129回通常国会にみることができる。

通常国会での社会保障関連法案(厚生省所管)は8件あった。そのなかで特に重要な改悪案は3件。すなわち「国民年金法等の一部改正案」(各種共済年金改正案は関係各省庁から提案)と健康保険法等一部改正(各種共済組合短期給付は年金に同じ)、保健所の統廃合に結びつく地域保健所法である。

このなかで成立しなかったのは「年金」(継続審議)だけで、あとはすべて成立させられてしまった。全国民の生活、とくに弱い立場の患者、高齢者、低所得者にとって重大な脅威となる健保改悪が、ほとんど無審議¹⁾のまま成立したところに今日の社会保障をめぐる危機と「異常」な政治状況が象徴されている。

年金、医療の「危機」は、自民党政権から細川、羽田、村山と連続する連立政権にいたるまで一貫して主張する「高齢社会だから財源難」などという「財政危機」を意味するものではない。もともと、そうした危機などはあり得ない

い²⁾。「危機」の本質は年金、医療の制度、行財政「改革」の方向が、本来的に政治を規定する憲法の理念から際限なくかけはなれていく政治状況にある。憲法理念からの離反は、そのまま国民生活からの離反を意味している。

国会に提案された健保「改定」案にたいして、きわめて短期間に500万人の人たちが反対の署名をおこない、945の地方議会で反対決議が採択されている。全国3,282自治体の28.2%、県議会数では29.8%である。単純に計算しても3,000万人以上の国民が反対の意志を示したということだ。年金改悪についても、730議会が反対決議を採択している。全自治体数の4分の1、これまた2,500万人の国民の反対の意志表示である。中央のマスコミは、こうした事実をほとんど黙殺したが(地方紙、地方テレビなどは一定の報道をせざるを得なかった)、しかしこれは天下周知のまぎれもない事実である。

だから健保「改定」案の問題点については、一部のマスコミもある程度の疑問を提起している。

「70才以上の老人にとって負担は倍以上に増えれる³⁾。今は入院すると一日700円の自己負担がある。それに食事代の一部負担が加わるからだ。栃木県氏家町の黒須病院は地域の中核病院で、入院患者の6割近くが老人だ。黒須節三院長は『老人が入院をためらったり、病院が食事代を払えない老人を追い出すようなことになりかね

ない。食事代一部負担は老人福祉の精神に逆行している」と反発している」(朝日新聞・94年3月31日・解説)。厚生省および提案者の政府は、この入院時給食費の一部負担で、病院の付添婦をなくすことができるなどと説明した。しかし現実には、「基準看護」の認可を受けている病院できさえ付添をつけざるを得ない状況におかれている実態からみて、結局は、よりいっそうの患者負担増、高齢者の退院強要、病院経営の生きのこりのための現場の看護婦、医療労働者の労働強化、看護力の低下につながることは明白である⁴⁾。「心配なのは病院が患者補助者らの人件費コストを、お世話料などの保険外負担にして患者に転嫁しないか、という点だ。付添婦をなくした大阪府の病院では、おむつ代や寝間着の貸付け料という名目で患者一人月10万円を取っている。……いろんな名目の保険外負担が増えるおそれがある」(前記、朝日新聞、解説)といった指摘もあった。

健康保険(国保、共済、老人保健)の「改定」は、診療報酬「改定」、医療供給制度の「合理化」ともあわせて、人間の「いのち」とくらし、基本的人権と直接関わりあう課題である。したがって法「改定」にあたっては、どのように小さな「改定」であろうと、現実の国民生活に則して真剣かつ慎重な論議をおこなうのが原則であり、常識である。すくなくとも第二臨調がスタートし、中曾根自民党政権が発足するまでは、からうじてそうした原則が保たれていたような気がする。それが、臨調答申の日本型社会保障への変質(自立自助、相互扶助、民活を軸とした新たな論理の構築と実践)を契機として一変した。医療や年金「改定」への骨格づくりが、すべて公的審議会の手をはなれて「私的」諮問機関でおこなわれ、それも中間報告などというおぎなりな作文だけで法案化され、成立させら

れる。また、国会での審議を必要としない診療報酬の「改定」や行政指導でなしくずしの改悪がまかり通るという事態が加速されてきたのである。今日ではそうした地ならしの結果とあわせて、公的審議会自体も、一定程度、国民の声を反映していた労働側代表のすべてが連合によって占められる構図が完成したこともある。『私』と『公』をたくみに使いわける操作が可能となっている。今回の健保改悪が、国民の意志を黙殺し、異例づくめの国会運営で成立、年金改悪と次期臨時国会の連動できる継続審議の扱いとされた背景には、とりくずされ、否定されてきた「民主主義」、憲法理念の「空洞化」(なしくずしの改憲)という臨調・「行革」の政治姿勢の忠実な継承が横たわっている。この一年間の国民不在の「城取りゲーム」のドラマは、こうした路線のなれの果てを示唆している。

2

医療、年金の問題状況のなかで、とくにしつかり見ておかねばならないのは、双方とも国家的制度であるにもかかわらず、きわめて重大な違憲状況が放置されているという点である。

たとえばそれを「年金」の現状からみてみよう。

第1は、憲法違反の年金水準が一貫して放置されたままという「現実」があり、その対応策がまったく提起されないという「問題」がある。

平成5年版「社会保障統計年報」(総理府社会保障制度審議会事務局編)から、今日の年金水準(老齢年金)をみてみる。

92年3月末現在の老齢年金受給者総数は、約1,680万人。うち59%を占める990万人の人たちがもらっている老齢年金額は、月平均3万3,417円である。

この低年金水準層は、例外なく国民年金から

特集・社会保障の今日的課題――

の老齢年金受給者である。年齢的には60才から64才(減額年金)、65才以降の人たちである。この水準で生活できるかどうかは常識的にいって論外である。当然家族間の相互扶助によるやりくり、本人自身の細々とした労賃でカバーする状況がつづいているとみてよい。矛盾もはなはだしいが、単身者の場合は、この低年金プラス低収入から国保の保険料まで払わされる。病気になったら一部負担まで支払わねばならない。

のこと自体、憲法25条で言う「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が完全に死文化していることを示すものだが、より具体的な数字で、その違憲実態をみてみよう。

日本には、憲法にもとづいて決められている「最低限度」の生活水準、ナショナル・ミニマムが厳然として存在する。生活保護法のなかの「生活扶助基準」がそれである。その基準そのものも、まだまだ低いという論議もある(かつて朝日訴訟で、生活保護基準の低さが憲法違反であるという判決がなされている。1960年、東京地裁)。その低い生活保護(生活扶助)基準でさえ、93年度一級地(東京など大都会)で、65才の高齢者1人の場合月6万2,890円、高齢者加算を足して7万9,000円と決められているのである。この金額は、主食費、副食費、最低の光熱費といった人間1人がギリギリで生きる費用とされており、とうぜんこれに家賃相当額の「住宅扶助」、病気になったら「医療扶助」も支給される。それをのぞいた金額で月約8万円。990万人の人たちに支給されている年金額は、この半分にも達していないのである。そのうえ家賃、医療費は手前持ちである。

第2は、この「違憲」と判断される低い年金すら、まったくもらっていないという「無年金者」「無年金障害者」が現存するという問題である。政府もそれを認めており、「約80万人ぐらい」

と厚生省は言っている。正確な実態の把握はされていない。専門学者によれば、おそらく150万人はいるという推計もなされている⁵⁾。

第3が、このまま推移すれば、まちがいなく大量の無年金者が発生する事態が起きるという問題である。いま現在、政府の推計でも国民年金(1号被保険者)の掛金(94年4月現在1ヶ月1万1,100円)の払えない人たちが520万人いる。このうち約270万人は、「免除者」である。生活保護受給者およびそれと同程度の生活水準と認定された人たち、ということになっている。この人たち、「免除」された期間も加入期間とみなされるので、25年以上(免除プラス加入期間)の加入期間で年金はもらえる。ただし、ただできれい低い年金額の3分の1の年金しか保障されない。のこりの約250万人が「滞納者」である。要するに免除もしてもらえない、しかし生活は苦しい、やむを得ず「滞納」という人たちである。このなかには、無理すればなんとか払えないこともないが、40年間1カ月の滞納も無しに掛け金を払いつづけて、65才からもらう年金額が月6万5,000円(94年度の予定価格)にしかならないんじゃ馬鹿氣ている、ということで「貯金」や「個人年金」に切りかえている層も含まれている。これも政治不信、公的年金不信の率直な表現であり、納得させられない「政府」、厚生省の責任はきわめて重い。

滞納者は、このまま推移すれば完全に無年金者である。農漁民、自営業者の生活実態を無視した国民年金の制度運営、その対応策が、脅しをかけた「掛け金とくそく」行政だけというのでは、とうてい国民の合意など得られるわけがない。

無年金者の大量発生が十分に予想される問題について、朝日新聞は「基礎年金を全額税金でまかなえば(全労連、中央社保協などが提言し

ている最低保障年金制度と同様の趣旨・筆者注)、厚生、共済年金の保険料は低く抑えられ、国民年金の保険料は不要となり、滞納も免除も無年金者も無くなる。大学生の国民年金強制加入をめぐってのトラブルもなくなる」と主張していた(89年12月4日・社説「参院の年金論議に注文する」)。

3

「違憲」状況は年金のみにかぎられない。とくに医療のなかにもある。

その代表的な例が国民健康保険証の不交付問題である。厚生省が93年6月時点で調査した結果として、国保の保険料滞納者のうち13万97世帯、30万人の人たちが正規の保険証を使えない状態になっていると報告している。

「この実態が今年度(94年度)はさらに深刻。本紙がおもな市町村に問い合わせたところ(4月1日時点)、東大阪市が合わせて8,400世帯(筆者注・厚生省調査、大阪府で4,900世帯)札幌市が7,300世帯(同、北海道7,400世帯)で正規の保険証を受け取れないなどの状況が起きていました。たとえば49才の男性(ビル清掃業)が高血圧性脳出血で倒れ救急車で入院。有効期間1ヵ月の短期保険証が前日で切れていたため病院から渡された請求書は月105万円。妻が『夫を殺して自分も死のうと思った』と告白(神戸市)、国保税を払うため食費を削らざるを得ない(大阪市)などの事態が各地で起きています」(94年4月25日付「赤旗」)

いうまでもなく国民健康保険は、いわゆる皆保険の中核となる制度であり、加入者数も4,248万人(92年度末)と公的医療保険制度中最大である。今日のような事態をまねいたひきがねは、84年の国保改悪である。臨調・「行革」の国庫負担減らしをねらいとして、国庫負担率45%を38.5

%に切り下げる。この結果一気に保険料が値上げされることになり、今現在で一世帯全国平均15万6,000円にも達している。定年退職後の年金生活者も、たとえば厚生年金の月あたり平均年金額15万円から毎月1万3,000円の保険料を取られる勘定だ。生活実態とかけはなれた高い保険料が滞納者を増加させている。前述した年金の滞納者と同じである。年金の滞納は将来の無年金だが、国保の滞納は、病気になったら即「現在」のいのちの問題である。深刻さにおいては比較になるまい。84年改悪に賛成した自民党(当時の与党)、これに協力した社、公、民の当時の野党は、いったいこの事態にどう責任をとるつもりか。こうした事態をいっそう加速させたのが87年の国保再改悪である。このときは制度の改善をはからうとしないばかりか、滞納者への制裁措置を導入し、払わない者からは保険証をとりあげるという強硬手段をあえていた。この措置とあわせて収納率の悪い自治体には調整交付金を減らすというペナルティを課すという自治体、加入者双方へのしめつけを強めて今日にいたっている。

保健所半減の医療制度改悪(地域保健所法案)の前段の布石となった国公立病院、療養所の統廃合計画、慢性化している医療マンパワーの不足、まともな医療サービスのできない低診療報酬の固定化など、総合的にみて、医療のなかに存在する違憲状況はきわめて深刻である。それは医療に連動する特別養護老人ホームなど福祉施設にまで波及している。

「特別養護老人ホームへ入所したくてもベッドがないなどの理由で待機しているお年寄りが、全国で約5万5,000人に上っていることが4日、毎日新聞の調査であきらかになった。」(毎日新聞94年6月5日)「要するに諸悪の根源は要介護老人を受け入れて、世話をする場所と人手が絶

特集・社会保障の今日的課題――

対的に不足していること」(日経94年4月28日)。そんな現実のなかから、人権軽視の象徴とも指摘される「シルバー・ハラスメント」(暴力をふるわれ、放置され、財産をうばわれる老人たち)などという痛ましい事態が生まれてくる。

4

いま、そしてこれから医療、年金を軸とした社会保障の再構築?の方向として、「21世紀福祉ビジョン—少子・高齢社会に向けて」と題する報告が共産党をのぞいた全与野党、その双方(与党的社会党、野党の民社党)に色目を使うことになった「連合」、厚生、大蔵の官僚群によつてもはやされている。

この報告の結語が、消費税率アップ、増税による国民負担増にあることはいうまでもない。老人介護のため、将来をになうことでもたちのため(エンゼル・プランをつくるなどといつてゐる)と、抽象的美辞をいくらならべたところで底は割れている。

この基本軸とあわせて、財源的に医療、年金中心の給付構造を「介護や児童福祉対策などの福祉重視型に」かえると主張する。結局、国民には、増税の痛みと、さらなる医療、年金の国庫負担削減、給付抑制と保険料、自己負担値上げなどの大巾な負担増がおしつけられることになる。報告にたいするマスコミ各紙の大見出しだけならべてみよう。「国民の負担大巾増」(読売3月29日)「国民負担増を迫る。消費税増税へ巧みに導く」(日経、3月29日)、「21世紀より明日の福祉が心配」(朝日、3月29日)。いずれもそれなりに正しい指摘だと思う。

朝日新聞の見出しではないが、「21世紀のビジョン」などと氣取るまえに、いま現在の年金、医療をむしばみ、危機に追いこんでいる現実の「違憲状況」をどう是正するか。その対応こそ、

緊急の政治課題ではないのか。

秋に予定される94年年金改悪、連続して95年には、官民労働者の年金額をさらにおさえつけることを目的にした「一元化」の名による改悪も予定されている。健保改悪のつぎは「国保改悪」という方向がベールを脱いだ(平成6年6月22日・医療保険審議会国保部会報告)。おそらくこれも95年の通常国会で法案化されるだろう。94年秋から95年へかけての1年間は、臨調・「行革」の医療、年金改悪戦略の総仕上げの年になる。全労連、中央社保協を軸にした全国民的反撃に大きな期待がかかっている。

(年金実務センター代表)

(注)

- 1) 衆院での審議時間は7時間20分。参議院では、6月22日にわずか5時間の審議で可決成立。公聴会もひらかれず、17日の衆院では、まさに異例の午前8時半開会9時半採択という放れ業をやってのけている。
- 2) 川上則道著「高齢化社会はこうすれば支えられる」あけび書房参照
- 3) 当初の政府原案は1日800円。それを修正で2年間のみ600円、3年目から800円とした。くさったバナのたたき売りである。
- 4) 「国民医療を守る共同行動」推進ニュース第25号・94年7月10日発行。このニュースのなかの全国保團連副会長室生昇氏の衆院厚生委員会参考人陳述の要旨が掲載されている。参照されたい。また、94年4月2日付、朝日新聞の記事「退院迫られる老人たち」でも、「いまだに約6割の病院が基準看護婦数に達していない。……10月の診療報酬改定を待たずつに付添いを廃止する病院が相次ぎ、その結果、常時介護が必要な寝たきりの高齢者や重症患者が退院を迫られる」という指摘もある。
- 5) 「国民年金加入者、受給者の生活実態と無年金者問題」(年金実務センター連続講座、唐鎌直義長野大助教授)のなかで、唐鎌助教授は、推定はなかなか困難だが、という前提で、つぎのように指摘している。「国民生活基礎調査から夫婦共に65才以上の世帯を抜き出し、そこから夫のみ年金受給という世帯と妻のみ受給世帯をとり出すと受給していない妻と受給していない夫の数が出る。これが一層厳格な無年金者数となる。これに単身高齢者を足すと、だいたい150万人ぐらいになると思う」

国際・国内動向

イタリア労働組合運動—感想的報告

高木 睿夫

全労連に親近感をもつ研究者で最近のイタリア労働組合運動をフォロウしているのは、齊藤隆夫さんと亀田利光さんで、その興味深い報告は『労働総研クォータリー』や『賃金と社会保障』誌などで見ることができる。イタリア滞在がまだ短期間の筆者に付け加えることはほとんどないので、ここではお二人の論文を前提にしながら、新聞記事レベルの感想だが、筆者なりに感じたことを書いてみたい。

年代記ふうにいえば、この半年たらずの間にイタリア労働組合運動に関連して生じた問題としては、イタリア最大の企業 FIAT の人員削減を軸とする経営合理化計画についての労資交渉の妥結(94年2月)、23万人以上をカバーする化学労連の協約妥結(3月)、約100万人をカバーする三大全国労組の主力部隊金属労連の協約妥結(4月)、労働運動に大きな影響をもたらさざるをえない総選挙における PDS(左翼民主党)を中心とし PRC(共産主義再建党)等を含む統一左翼の敗北(3月)、引き続く欧州議会選挙における敗北(6月)、右翼ベルスコニ新政権の国民収奪強化の動向と RAI(国営ラジオ・テレビ放送)統制化の攻撃などがマスコミを賑わしたといってよいだろう。これらの背景に、ME 化・ソフト化(その結果としての産業構成・労働力構成・労働者意義の変化と多様化)・国際化(とくに EU 化とマーストリヒト条約による財政・経済の資本主義的合理化の強制)、経済不況

と構造的失業、なによりも重要な背景としての「第一次共和制」と呼ばれる DC(キリスト教民主党)の実質的な戦後長期独裁体制の矛盾・腐敗の堆積による崩壊等の諸条件が存在することはいうまでもあるまい。またそれらの諸問題が展開する中で、失業反対を主軸とする激しいストライキ闘争が生じていること(ちなみにイタリアの労働者一人当たりスト損失日数は、80年代初頭以降とくに85年頃から減少し、91~92年で75年や78年の一割程度になっているが、それでも日・独に対しては二桁の違い、仏・英・米に対しても数倍の量を示している。マスコミ報道では、ストの形態も工場占拠、工場煙突の頂上座り込みなどはもとより、一般市街道路の封鎖なども珍しくない)、従来から論議されている RSU(「統一組合代表」)。91年3月の三大全国労組指導部の合意による「工場評議会に代わる労働者の職場代表組織」のそれなりの成長と企業別協約など組合機能上の位置づけの問題の展開、COBAS(「基礎委員会」)その他自主独立組合系組織の闘争の展開、三大全国労組(CGIL、CISL、UIL)統一化動向の前進等、種々の注目すべき現象が生じていることも見落とされてはなるまい。

☆ ☆ ☆

筆者がイタリア労働組合運動に興味をもったのは、直接には1969年の「熱い秋」以降70年代における凄まじいばかりの昂揚の故だが、内容

国際・国内動向――

的には工場評議会運動に支えられた経済民主主義という路線にひかれたからである。経済民主主義のもとでは組合は他の労働国民と共同して経済の民主的改革をすすめ、その闘争と成果の拡大をつうじて主体的勢力を拡大していく。しかし、このような下からの経済の民主的改革には限界があり、巨大な改革には民主的諸勢力の共同による民主的政府の確立が不可欠である。極端な要約化をすればわれわれの理解する経済民主主義路線とはこんなものといえるだろう。この理解の一つの結論は、経済民主主義路線のもとでは労働組合運動と政治運動とが不可分の関係にあって、切り離せないということである。それぞれの労働者がそれぞれの政治的立場をとり（政治的無関心も一つの政治的立場に他ならない）、その限り一定の思想をもたざるをえない以上、労働者の団体である組合が政治的立場・思想と客観的に不可分の関係にあるのは、あまりに当然ではないか。労働者の多数がある政治的立場・思想に共鳴した場合、その立場を主張する政党の方針に適合した政策・行動をとるのは自然でもあるし合理的でもある。組合と政党の客観的に不可分であり、かつ十分に民主的にすることができるこの関係を、いわゆる「ベルト理論」による組合内フラクション活動の問題に矮小化して理解するのは誤りだと、筆者には考えられる。

CGIL 第12回大会（91年10月）での、PCI（旧イタリア共産党）の後身としてのPDSのフラクション解散、それに対応したPSI（イタリア社会党）フラクションの解散を（それ自体は明らかに前進だが）、無条件に組合の政党支配からの独立・組合の進歩としてだけとらえるのは正しくない、というのが筆者の意見である。なによりそれでは、PSIの政策にPDS側が接近・合流してきたから、もはやフラクションの必要がない

とするPSI側の主張が理解できない。またフラクション解散にもかかわらず、少数派のグループ（エッセレ・シンドカート）が、政治的・思想的にはPRCと関連しながらも（PRCの現書記長ペルティノッティはこのグループからの横滑りである）、PRCから独立した組合内少数派として存続していることもうまく理解できない。筆者は、PCIのPDSへの転化（91年2月）が、前記の組合と政党の客観的に不可分の関係のもとでフラクション解散をもたらしたのであり、したがってこの点に関してはPSI側の主張が正しいと考える。

一步すすめでいうと、現在のイタリア労働組合運動上の重要問題は、PCIのPDSへの転化という基本的枠組みを抜きにしては理解できないのではないか。これはCGILの公的見解（多数派見解）とは違うが、組合発表文書から直接的に組合運動を理解するのは、『連合』発表文書から直接『連合』の運動を理解しようとするのと同質ではないか、というのが筆者の自己批判の一つである。ともあれ、PDSは疑いもなく社会民主主義政党であり、時折みられる旧PCIのイメージにダブらせての思い入れは誤解を招くだけといってよい。その意味でPDSの評価はヨーロッパ社会民主主義の評価に直結しており、そのためには多くの論議が必要だが、ここでふれる余裕はない（筆者の見解は拙著『日本経済の危機と労働組合運動』・94年2月・参照）。そうしてPCIのPDSへの転化が、労働組合運動における経済民主主義路線からネオコーポラティズム的路線への変化をもたらし、その大枠下で最初に掲げたような諸問題の現在的特徴が生じているように考えられる。

組合にとってのネオコーポラティズムは、政・労・資の協調体制、対抗勢力としての組合の政策形成参加による利益との交換条件としての闘

争の自主的制限と下部組織の統制、組合と社会民主主義政党の密接な関係等を特徴としているが、その名称の通り協調体制を基本とする点で経済民主主義路線と異なり、組合運動にとっては間接的な遠い将来の問題にすぎないが、その政治的・思想的背景としての資本主義体制変革の展望の有無という点でも異なっている。この二つの異なる路線は、CGIL 多数派と万年野党 PCI、CISL と政権党 DC、UIL と政権参加党 PSI その他の、組合と政党との関係を考えるなら、はるか以前から存在していたといえる。それが種々の曲折を経ながら PCI の PDS 化、CGIL のネオコーポラティズム的路線化を迎えたといえよう。このように考えると、三大全国労組の統一化の進行も、CGIL が動搖と混乱を重ねながらも、CISL、UIL に同調して所得政策への協力、スカラ・モービレの廃止を最終的に受け入れ、RSU に企業内賃金交渉権を与えないとする政府・経営者側の主張に同意した点も（92年7月）、あるいは、組合幹部官僚化傾向とか、RSU 選出が停滞しているとか等の批判ないし自己批判が生じているといった現象、さらには RSU を自主的企業内労働者組織に対抗しての三大労組指導部による上からの組織化とする批判の存在等の現象も、それなりに十分理解できることである。事態は一見ネオコーポラティズム的路線への前進一色のように見える。

☆ ☆ ☆

とはいって、現実はかならずしもそう一面的ではない。事態の他の一側面を示す二つの条件がある。なによりも注目されるのは職場労働者の闘争経験の蓄積であって、諸外国に比して圧倒的なスト損失日数、日本から見れば一見乱暴にもみえるスト形態などはその一表現ともいえる。それは素朴でそれだけに根深く身についた労働組合主義的な感じ方・考え方といってよいもの

だろう。そのような土壤に活動家層が育ち、それが COBAS その他の自主独立系組合や CGIL 内左派少数派幹部グループの基盤を形成しているといってよい。現実の事態は彼らと三大労組指導部との均衡関係のもとで左右されており、流動的である。前記の金属労連の妥結協約では、賃上げ率は初めの2年間が6%（政府の計画インフレ率1年目3.5%、2年目2.5%の計）、労働時間が週40時間から38.5時間への短縮であって、現条件下では一定の前進といえよう。しかも従来実際的に幹部から拒否されていた協約案承認の組合員全員投票が実施されている（投票の全員完了以前の発表で投票率約71%、うち78%以上が賛成）。具体的にはいろいろな事情が作用しているが、これらの現象は基本的には右のような力の均衡関係の所産と考えてよい。

同様の事情は RSU の例にもみられる。新聞の要約によると前記化学労連の協約は RSU を認め、それに個別企業の生産性報奨金の基準設定の交渉・協約権を委ねている。また全体の進行状況は不明だが、RSU 選出投票がすすめられている報道も時折みられる。さらに前記のように三大労組は RSU 組織化を公的決定しており、CGIL は企業別協約の推進を掲げている。このような事例は自主独立系組合の展開をはじめ種々あげることができる。先の事情といずれの事態が真実なのかは事実を確かめていくしかないが、筆者は事実自体が前記のような均衡的力関係のもとで流動的なのではないかと考えている。

もう一つの条件は一層巨大な影響力をもっている。今春の総選挙は統一左翼とくにその中心である PDS の敗北（オケット書記長の辞任）、DC の一割強政党への転落、PSI の事实上消滅に近い衰退をもたらした。三大全国労組がネオコーポラティズム的路線をすすめる上でのパートナーとなる政権党が存在しないわけである。DC

国際・国内動向――

の長期独裁体制の代わりに出現した左右対立的な第二共和制下の右翼政権は、財政危機を理由に当面のガソリン税・タバコ税の改悪、来年度計画としての付加価値税・個人所得税の引き上げ、年金給付開始年齢の65歳化や年金スライドの一時停止、医療補助の改悪等の検討をすでに始めており、組合との正面衝突は未だ避けてい

るもの、労働市場政策の改悪や RAIへの攻撃は開始されており、激突は時間の問題であろう。労働組合は闘わざるをえず、そのネオコープラティズム的路線化は困難化せざるをえない。イタリア労働組合運動をめぐる状況はますます流動化しつつあるといってよい。

(理事・法政大学名誉教授)

労働の質の変化とリストラ「合理化」下の米国通信労働者 —全米通信労組(CWA)交流調査団に参加して—

鈴木 幸恵

通信労組訪米調査団（通訳含 6 名）は、今春闘の最中 2 月 28 日から 3 日間厳寒のニューヨークを訪問、全米通信労組（以下 CWA）の中で最大の地方組織であるニューヨーク第一地区の幹部・労働者と交流し、「技術革新」の進む 6ヶ所の職場調査を行った。

AT&T 社など10年間で15万人以上の解雇 これを追う NTT の人減らし「合理化」

ベル系の電話会社を中心とした、AT&T 社に独占されていたアメリカの電気通信産業は、1984 年 1 月 1 日の分離・分割以後、急速な「技術革新」を進め、この 10 年間で 15 万人以上を解雇するという、嵐のようなリストラ「合理化」を強行している。これを追うように、1985 年 4 月 1 日、民営化が強行された NTT では、「技術革新」のハード・ソフト両面から、職場機構・労務管理の手法まで、すべてアメリカ直輸入というやりかたで、希望退職という名の 1 万人の首切りをはじめとする、10 万人におよぶ人減らし「合

理化」を進めている。

こうした状況の中で、アメリカで 3 年前からはじまっている、電話の接続や番号案内に、「音声識別装置」を導入し、利用者と交換手をコンピューターの一部に組みこんでしまうというシステムを、NTT が AT&T 社から購入し導入することが明らかとなり、6,000 名の交換手の首切りが表面化してきたことから、調査・交流の要求が強く出された。とはいっても、連合・全電通と定期協議をもち、毎年相互に訪問し友好関係をもっている CWA が、全労連・通信労組を受け入れてくれるだろうか？ 暗中模索の中での半年にわたるアポイントの末、夢が願いに、希望に、そして実現へと、まさにドラマの展開の中での交流実現だった。

全労連傘下で初の米国労働組合との 組織的交流

全労連傘下の労働組合ではじめて、アメリカの労働組合と組織的交流が実現した背景の第 1

は、1993年夏の全労連アメリカ・カナダ労働組合調査の成功であった。

第2は、たたかう労働運動の再構築をめざして粘り強く活動している、アメリカの労働者の「正義の諸要求をめざす同盟」の中核を担っているUE(全米電機・ラジオ・機械労組)の幹部の努力。そして第3は、労働の質の変化と嵐のようなリストラ「合理化」に苦悩するCWAの組合員と職場活動家の要求だった。(全労連発行、アメリカ・カナダ調査団報告参照)

16名の歓迎団・4時間のミーティング －交流第1日－

初日(2/28)はシェラトン・マンハッタンホテルにて、CWAニューヨーク第一地区ジャン・ピアス議長(CWA本部副議長)をはじめ16名(内女性6名)の幹部・職場活動家の歓迎をうけて4時間にわたる朝食会ではじまった。

ピアス議長の歓迎の挨拶に続き、4名の方々から、アメリカの電気通信事情やCWAのたたかいについて報告をうけた。

★ジャン・ピアス・第一地区議長の歓迎挨拶

=長身・スマート、知的な風貌=

CWAは旧AT&Tの労働者を組織している。1984年市内電話サービスは、7つのベル地域持株会社に分割され、その傘下に22のベル電話会社がつくられた。ニューヨークをはじめ北部7州をエリアにもつナイネックス社の労働者を中心CWA第一地区があり、最大のローカル組織である。熾烈な競争の中で人員削減がやられているが進行する「合理化」を全面的に認めてはいない。ここニューヨークは米国の電気通信産業の全貌がよくわかる地域だ。こちらの仲間とよく知り合い楽しい滞在を願っている。

★ケン・ペラー・第一地区調査部長

=通信問題の専門家、髭の優しい紳士=

「かつて、人間は犬に餌を与え、機械を動かして働いてきた。今は犬が人間の手をくわえてコンピューターにタッチさせる。「技術革新」は機械にタッチする労働者だけを必要とし、他の労働者は排除される……」と、犬と人間とコンピューターの絵を書いて説明。ナイネックス社は自動音声識別システムで7,000人を解雇、AT&Tは7万人のオペレーターを15,000人に削減する計画だ。リストラは通信だけでなく放送・電気・映画CATVなど全産業にわたって行われ、会社は吸収・合併をくり返し、ビッグカンパニーとなって、生産から市場を独占し、海外に進出。CWAは産業にかかわるすべての労働者を組織したたかう力を大きくしていくとりくみをしている。

★ローラ・アンガー・ローカル1150議長

=女性幹部、豊富なデータで報告=

6年前わたしが議長になった時2,600人いた組合員が今は1,000人以下。音声識別装置の導入で18,000人の削減。さらに長距離部門と管理職で15,000人の削減。技術革新を利用した労働者の削減が企業と組合の協議の中で進められている…と怒りをあらわに報告。'84年以来製造部門の42%が職場を失った。AT&Tは海外で30,000人の労働者を働かせ、2000年には海外からの収益を50%にするという。会社は全国協約より事業所ごとのとりきめを重視してきている。レイオフ中止をかちとれなかった1992年の協約交渉は悪夢だった。労働運動が正しく進むようにしなければならない。

★カール・マイク・CWA交渉委員

=太い声、気さくな専従幹部=

今や、技術・事務・営業のタイトルははずされ、総合的な能力をもつ管理職待遇の労働者がつくられる。労働者の意義が変えられ、労働組合への結集が減り、リストラのたびに労働組合

国際・国内動向

は弱体化させられる。会社の目的にそって労働者も再編成させられ労使関係はさまざまな部門単位となり、1989年から交渉は対会社ではなく、各部門の代表がテーブルにつくようになった。われわれは、組合員の雇用を守るために、技術革新による新サービスは、「徐々に導入」をと要求している。

★ボブ・バーバリー・ローカル1101副議長

= 気さくな中年の紳士、3日間の案内役= 技術革新は必要、我々にできるのはそのテンポを遅くすること。犠牲を少なくするために、退職金の上積み・年金の増額・医療保険の生涯保障などかちとっていくこと。わたしは26年間ナイネックス社で働き、47才で退職した。組合の交渉で、賃金の50%~60%の年金と自分と妻の生涯医療保険を約束させた。早く辞めてエンジョイするのがアメリカでは一般的なんだ。

延々と続く報告の合間に、日本における「国民のための電気通信をめざし、利用者と共同した運動」「辞めないことが職場を残しサービスを守る運動」の展開を報告。「技術革新」は国民の暮らしと福祉、文化の向上に役立ち、労働者の雇用と権利を守るものでなければならない、という立場を報告した。

6つの職場訪問と労働者との交流

—交流1日目午後～3日目—

1日目の午後から3日目にかけて、6つの職場を訪問した。

- ①大企業むけの通信サービスを24時間体制で提供している「ビジネスサービスセンター」。
- ②ニューヨーク州内の地域回線網を一括監視・統制している「ガーディアンセンター」。
- ③窓のない巨大なビルで、長距離回線網の管理・保守をしている「ロングディスタンスFAC」。
- ④フリーダイヤルなど新サービスのコンピュー

ター処理、番号案内のデータベースや音声識別装置、州内電話回線の発着・接続の信号処理などの機能をもつ「シグナルセブンコントロールセンター」。

⑤男性も多い電話番号案内の職場「オペレーターサービスインフォメーション」。

⑥マルチメディアを企業向けに推進している「エンタープライズセンター」。

どこの職場も、コンピューターとパソコンと大型のスクリーンにかこまれた、窓の少ない(ない)労働者がポツポツとしかいない…のが特徴だった。

印象的だったのは、ビジネスセンターで男女二人の職場委員に、日本の通信労働者へのメッセージを希望した時に、間髪をいれず「なにもかも機械化すればよいのではない、人間がやったほうがよいことはたくさんある」「雇用・賃上げ・育児の保障」とのコメントがかえってきたことだった。

このビジネスセンターは、NTTが今年8月から導入を開始する「カスタム」(窓口や電話での受付、番号指定、交換機への接続、開通確認、通話・料金の管理までを一括コンピューター管理するシステム。対象労働者6万人、1万人が余剰と言われている)が既に導入されて、企業の営業時間に合わせた24時間サービスを提供している職場であった。

慌ただしかった3日間だったが、電話機を骨にみたてたポスターをもって街頭宣伝するアメリカの通信労働者の苦悩、職場協力協定で条件と引き換えに大量の労働者の解雇に協力せられている労使協調路線の限界を知ることができた。

労働者と全電通から意外な反応が…

帰国後、「訪米報告集」をつくり普及していく

が、意外な反応もかえってきてている。 調査・交流の詳しい内容はぜひ、報告ダイジェスト版や報告集を参照いただきたい。

わたしたちの報告活動が進む中で、4月13日、全電通が下部組織に「中央本部はCWAに対し、通信労組との交流の真意と、全電通運動に対する理解を求める対応を行っている」との電話連絡を発出した。そして、4月22日～28日まで、フィリピン・マニラにて「全電通・CWA第7回首脳会談」を開催し声明に調印している。

時あたかも、日米両国をはじめ各国が、東南アジアでの通信主権の確立のための経済侵略を軌道にのせる動きが顕著になった時。情報による世界支配を狙うアメリカの政府・独占と、これに追随する、日本の政府・財界の国際戦略にもとづく支配と、人減らし「合理化」にたちむかいで、通信主権の確立と、国民のための電気通信をめざして奮闘する決意をあらたにしている。

(通信労組訪米調査団団長・通信労組特別執行委員)

女子学生の就職難を考える

梅村 早江子

「資料請求して、返事がきたのは4社。一社は旅行会社で、会社説明の資料ではなく、旅行案内のパンフレットを送ってきた」(兵庫)

「下宿しており、『男子を泊めたことはあるの』と聞かれて、『ありません』とこたえると、『レズなの?』といわれた」(京都)

「セミナー会場に入るまでに、2・3時間まち。途中トイレに行きたくてぬけると、また最後から並び直さないといけない。だから、その間、トイレに行きたくても、ずっと我慢していくくてはいけない」(宮城)

……「民青同盟全国実態調査」より

「就職氷河期」——女子学生の求人倍率が0.61。どこでも女子学生の悲鳴があふれるほど聞かれる。大学職業研究会が発表した「1993年度女子学生就職活動実態調査」によると、「女子であるということで不利益を感じた」が、資料請

求の段階で62%、セミナーで53%、募集で67%、試験面接で50%にものぼり、「就職活動のスタートラインにもたてない」ところで多くの女子学生が悩み、また「『圧迫面接』にたえられない」、「授業に出れない」という声も多くきかれる。

民青同盟は、こうした声を全国から持ちよって、6月に「女子学生の就職難打開と男女差別をなくす中央行動」を開催し、宣伝対話・労働省交渉、国会議員への要請、懇談などを行ってきた。交渉では、①就職差別の実態を国・労働省が責任を持って調査せよ、②セクハラ面接を止めさせよ、③相談窓口（労働省が、女子学生の就職難に対応して各都道府県の婦人少年室に緊急に設置したもの）④大企業の横暴と不況にメスを入れ、「企業の社会的責任」と青年の未来を考え、企業が求人を出すよう指導せよ、⑤「男女雇用機会均等」の罰則強化と改正を行い、女

国際・国内動向――

子であるための差別を法的に無くせ、を要求し、「女子だけに自宅通勤でないと採用しません」ということは、『指針』(*事業主が講ずるように努めるべき措置についての指針)に触れる。そういうことがあれば指導する「相談窓口の宣伝のため、できるだけのことはする」などを約束させた。

大企業の横暴にメスを

特にとりくみを通して、感じていることは、就職難のおおもとにある、「大企業の横暴」「企業の論理」を明らかにし、たたかいをひろげることが大切であるということである。

女子学生との対話の中でも、「不況だからしかたがないので」という声も少なくなく、「最初の給料(初任給)は減らして新卒学生はとりたい」(日経連提言)という発言からも大切である。

そもそも、女子学生の就職難は、青年全体の就職難とともに、男女差別が加わっておこっている。たとえば、男子学生は、民間調査機関の発表によると、5月中旬の段階で、全上場企業(2,153社)の新卒採用計画は、採用予定者総数が約7万5千人。来春卒業予定の大学生の19%、男子学生は5人に1人しか上場企業に就職できない数字である。大卒男子の採用予定数は約6万人。女子は約1万5千人の見込であり、今春採用実績に比べ男子も約1万人減り、ピークだった91年春実績の半分となっている。

また、専門学校も、全国に122万5千人いるといわれる、多くの大企業が「一般職採用ゼロ」をうちだすなど事務職の求人が激変しているなかで、「専門学校」の約5分の1をしめる商業実務関係の学校は大打撃をうけ、たださえ求人が減っているのに、「高卒以上」の求人に大学生や短大生が流れ込んでくるため、いっそう激しくなっているという。

高校生も、例えば、例年500人の高校生を採用していた松下電気が300人に削減し、就職難で、このチャンスをねらって、自衛隊への勧誘がさかんになっている。

こうした、青年の就職難は、まさに、バブルがはじけて、大企業は人減らし「合理化」や下請け切り捨て、そして、生産拠点の海外移転、こうしたつけを青年にまわしていることからおこっている。(ちなみに青年の失業率は全世代平均の2倍=5.1%である。) 同時に、不況といいながら資本金10億円以上の大企業だけで、120兆円からの内部留保が蓄えられている。「スチュワーデス採用ゼロ」を発表した日航で、現在6,500人のスチュワーデスを1997年には8,000人以上にふやし、それをアルバイトやタイ入スチュワーデスだけを雇う子会社をつくって、国際線の20%の運行を肩代わりさせようとする計画もあるという。「スチュワーデス」の夢を踏みつけにして、ひたすら「コストダウン」を追及する「企業の論理」がくっきりあらわれている。

巨額な内部留保などをみても、大企業は就職難を開拓するだけの力を持っているし、また大企業のもうけ最優先をやめさせ、日本の巨大な経済力にふさわしい社会的責任を果させ、大企業の横暴に民主的規制を加えることが、就職難を開拓するうえでも求められている。こうした開拓する展望とともに考え、ひろげることが運動を強く、そして大きく広げていくうえで大切と感じている。

男女雇用機会均等法の是正と罰則強化を

また、男女雇用機会均等法の是正が待ったなしに求められている。労働省は、女子学生の就職差別問題に対応するため、4月に「事業主が講ずるように努めるべき措置についての指針」

の改定を行い、企業の指導にあたっているといわれている。

この「指針」は学生むけにパンフレットにもなり、紹介されている。具体的には5つの指針—①事業主は、募集・採用に当たって、女性であることを理由にその対象から女性を排除しないこと、②男女の募集・採用にあたって、女性についての募集・採用する人数の限度を設けないこと、③年令、未婚、既婚の別、通勤の条件などを設ける場合は、男性と比較して女性に不利なものにしないこと、④求人内容の説明など募集採用に関する情報の提供について、男性と比べて女性を不利に扱わないこと、⑤採用試験の実施にあたって、男性と比較して女性に不利なあつかいをしないこと—がある。

こうした「指針」に照らしてみれば、セミナーや会場に「女子はいません」の看板、男性のみに会社案内などの資料を送付するなど、いま就職活動の中で、女子学生がぶつかっている問題は、この指針通りに徹底されれば、多くは解決する問題である。しかし、指針は、「努力目標」であるため、実際は企業のやりたい放題。参議院労働委員会で日本共産党の吉川春子議員の質問に対して、労働省の松原女性局長は、「企業の募集は自由」「だから女子差別は均等法に違反しない」とこたえ、どんな責任を持って、この指針を出しているのか疑うところである。事態を深刻にとらえるなら、罰則強化など、企業への徹底した指導ができるような法律へ改善することがまたなしに求められている。

私たちは「婦人少年室」の「相談窓口」についても調査した。これは、就職難に対応し、労働省が緊急に設けたのだが、多くの女子学生はることすら知らない。ある大学の就職課では、「行ってもためにならないよ」といわれたり、また別の大学では、パンフレットが全く目立た

ないところに数部置いてあるだけであった。

政府・労働省は、対応しているというが、企業に対して、きっぱりいえない点、女子学生から見た対応など、全く不十分である。

また、女子学生の心を傷付けているのは、面接時の圧迫質問である。「君きれいだね。彼氏いるの」「処女ですか」などの質問もあり、日本の人権や民主主義の度合いがくっきりと表われた問題であり、徹底追及すべき問題である。

「民青新聞」で明らかにしてきたが、こうした実態は、世界と比べるといっそう問題点がはっきりしてくる。アメリカでは、年令制限の禁止、雇用差別禁止法があるため、経歴書に人種、生年月日、性別既婚・未婚、家族関係などを書く必要はない。ドイツでも職務に直接関係ない問題を聞くことはプライバシーや人権の保護のために許されないようになっている。90年にヨーロッパ裁判所は、妊娠の有無を聞くことは、女性の差別につながるため許されないと判断し、ヨーロッパ全体の共通の見解になっているという。

日本の労働省は「面接については規定がない」と繰り返し、とりしまることはできないと終始したが、「泣き寝入りしろというのか」との訴えに、「私の専門は均等法の解釈なので……」と事実は認めざるをえなかった。

そもそも、就職とはそれぞれの人生にとって最大の事業である。小さい頃から、「スチュワーデスになりたい」「エンジニアになりたい」など夢を持って学び続け、いよいよ希望を持って社会への「旅立ち」というとき、その夢をうちやぶられる——一人ひとりの生きがいある人生を考えれば、黙っておれない問題である。また人間らしく生きていくうえでどうしても解決しなければならない問題だから、この間多くの女子学生が運動にたちあがっている。

国際・国内動向――

青年の中でさらに運動をひろげるとともに、日本の未来にかかる問題として、労働組合の方や、大学人の方々とも、大きく共同し、企業

への実際のはたらきかけなど世論と運動を広げたいと思う。

(日本民主青年同盟中央副委員長)

うんぬ一般の最近の動向について —基本路線にもとづく運動と組織の強化—

坂田 晋作

基本路線の確立

運輸一般は、8月末に開催した第28回定期大会で「新しい情勢のもとでの基本路線の発展と産業別労働組合の基盤強化をはかる第2次中期の方針」を決定した。

「中期の方針」は、90年代を展望した中・長期的スタンスにたって運動と組織の本格的強化をはかるために、提起したものである。—「中期の方針」は、第1次(92年～94年)、第2次(95年～97年)、第3次(98年～2000年)にわたって提起することになっている。

運輸一般は、6年前の第22回定期大会(88年9月)に、「運輸一般の基本路線の発展と『組織建設』・中期的展望」を提起し、運輸一般結成以来10年間の、運動と組織のあり方を全面的に総括すると同時に、全労連の結成(89年11月)を目前にひかえ、この歴史的事業に自ら参画していくため、「綱領と規約」の創造的・具体的発展をめざし基本路線の確立に着手してきた。

第2次「中期の方針」は、「中期的展望」と第1次「中期の方針」の理論的・実践的検証を経て確立した基本路線の3つの柱—第1の柱・産業別統一闘争、第2の柱・国民的政治闘争、第

3の柱・組織建設—を、今日の新しい情勢のもとで、いっそう発展させた内容となっている。

運輸一般の運動上・組織上の到達点には、この基本路線の確立とそれにもとづく実践というウラづけがある。以下、要求闘争と組織建設の面から具体的にみてみよう。

攻勢的な要求闘争の展開

第1の柱である産業別統一闘争は、運輸一般が独自に創造的に確立してきた闘争形態である。それは3つの形態(①統一要求・統一闘争 ②業種別運動 ③職場改善闘争)として定式化している。こうした闘争形態をとってきたのは、運輸一般が、多業種の産業別組織であること、しかも組織規模の小さな支部・分会が多数を占めていること。あわせて、多くの組織化対象が中小零細企業であり、重層的下請構造に組み込まれているなどの組織的特質をもっていること。

さらに、運輸一般の地本・支部・分会が、職場、業種、地域ですべての労働者・労働組合を視野に闘争を展開し、全労連の組織構成(単産と地方労連で構成)の優位性を發揮していくこと。この点をふまえているからである。このようにして、全労連結成後、運輸産別・中小産別

の本流として、産業別統一闘争の本格的強化をはかってきたのである。

闘争形態とともに重視したのは、要求目標を具体的に提起することである。運輸産業をはじめ中小企業に働く労働者の賃金・労働条件はきわめて劣悪であり、これを改善していくために、「全産業水準への到達」と「荷主産業水準への到達」を要求目標としてかかげてきた。「トラック運転者の年収700万円以上」とか、「退職金勤続30年で1,000万円以上」などは、当面の具体的な要求目標の一例である。

このように、要求目標を明確にし、企業横断的な「産業別統一労働条件の確立」と「公正な競争条件の確立」をめざし、統一要求・統一闘争を展開してきたこと。その結果、全労連としてたたかった5度の春闘、一時金闘争では連合傘下の同一産別（運輸労連、交通労連）を上回る獲得実績をあげてきた。

統一要求・統一闘争と表裏の関係にあるのが業種別運動である。運輸一般が多業種で構成されていることは先にふれた。ここから業種別に統一要求・統一闘争を追求していくこと。あわせて業界をめぐる諸問題を調査・分析し中小企業・業界の経営環境を改善していく政策闘争を展開してきたこと。一大企業・荷主による運賃・単価の切り下げ、日通、佐川などの運輸大手の運賃ダンピングの規制、過積載一掃など。

これは「賃金・労働条件の向上と経営の安定」を一体のものとして追求していくという中小企業労働組合運動の基本にたった運動展開である。年金闘争、高速道路料金値上げ反対闘争などの中小企業経営者との共同もここから発展したものである。

職場改善闘争は、統一要求・統一闘争の職場からの追求と組合員の多様な要求のくみ上げ、業種別運動や地域闘争への参加など、職場を基

礎に労働組合運動を構築していく闘争として重視してきたのである。

第2の柱である国民的政治闘争は、全面的な生活改善と政治革新をめざす闘争として展開してきた。そのために、要求闘争を2つの面から追求していくことを明確にしてきた。

1つは、労働者の基本的要求（賃金、労働条件の改善）を実現していく闘争である。2つは、制度政策要求（年金、健保、税制などの改善）を実現していく闘争である。

とりわけ、制度政策要求は政府、自治体へむけてのたたかいが基本であり、政治を革新していくたたかいと結びつけることによって、大きく前進させることができる。このようにして、要求実現と政治とのかかわりを意識的に追求し、国民的政治闘争への自覚的なとりくみを重視してきたこと。さらに、一致する要求・課題にもとづく政党との協力・共同を職場段階から追求していくこと、政党・政治活動の自由の保障、政党選択の基準（①私たちの要求を支持し、その実現のために力をつくすかどうか ②政治革新の立場をとるかどうか）による正しい政治判断と選挙闘争の展開。「冷戦終結・保革対立消滅」論などのイデオロギー攻撃とのたたかいを重視してきた。新旧連立各党による「総与党化」体制、連合の保守化・政党化という新たな状況のもとで、いっそうこの闘争は重要となっている。

全面的な生活改善をめざすうえで大切なことは、実利を獲得する闘争と制度政策要求による社会的規制をはかる闘争を結びつけることである。時短闘争と労基法の抜本改正、定年・退職金の改善と年金闘争など。

三位一体作戦による組織化

第3の柱である組織建設は、組織拡大と組織強化を内容としている。

国際・国内動向

第2次「中期の方針」では、5万人単産の建設をめざす組織拡大5ヵ年計画（95年～99年）を提起している。基本構想として1つは、多業種産別をめざす「4つの分野」（①職場における多数派形成 ②業種における未加盟労組、未組織労働者の組織化 ③地方・地域における未加盟労組、未組織労働者の組織化 ④労働者供給事業などによる直接労使関係をもたない労働者の組織化）での組織化。2つは、全国47都道府県への地本建設、3つは、他単産、単独労組との組織合同一を打ち出している。

90年代に入ってから運輸一般は、5千人をこえる組織拡大をおこない結成以来、最高の組織勢力（94年6月時点で22,000人）となった。組織化が前進している最大の要因は、要求闘争・宣伝活動・組織化運動を一体的に追求していく三位一体作戦にある。

90年代初頭に始まった戦後最大・最長の不況のもとで仕事量の減少、売上減、運賃・単価の切り下げなどが中小業界を直撃している。同時にトラック運輸業界では90年12月に施行された物流二法（貨物自動車運送事業法・貨物運送取扱事業法）によって運賃と参入の自由化をはかる規制緩和が強行された。

こうしたもとで、過当競争の激化とこれをテコとしたリストラ「合理化」の攻撃が強まっている。一方、職場における矛盾と要求はいっそうのひろがりと切実さをましている。

組織化の問題も、先にみた政局の動向とあわせて、こうした新たな状況をとらえ、組織化の条件を具体的に分析し、攻勢的な組織化運動を展開していく必要がある。いくら要求が切実であっても、それが即、たたかいと組織化に結びつくものではない。多くの労働者は、全労連の存在も労働者の利益を守ってたたかっている労働組合があることも知らないのである。ここか

ら組織化は要求闘争・宣伝活動と結びつけて展開していくという三位一体作戦が基本になるのである。

この間の運輸一般の組織化をみても、空白に近かった四国、東北、北陸、中国地方で組織化が前進していること、連合傘下の職場から運輸一般への加入が目立っていること（フットワーク、日通など）、不況打開、リストラ「合理化」とのたたかいを通じて労働組合を結成していること（北海道のデルマール、道南化学など）、地方・地域労連との連携で地域における組織化がすんでいること（福島、北海道、四国、広島など）、業種別運動による全国的な影響力のひろがりによる組織化（酸素、重機、清掃など）、職場における組織の統合（運輸労連を脱退し、運輸一般への組織統合）など、これまでと違った様相と特徴がある。

今日の状況は組織化にとってチャンスである。しかし、労働組合存立の原点にたって、広範な労働者・労働組合に影響力をおよぼす攻勢的な要求闘争と大宣伝活動を展開しなければ、労働者に確信をあたえ、たたかいへのエネルギーをくみつくすることはできない。

社会党は自民党と連立政権を組み、悪政の直接の執行者となっており、連合は財界と一体になって春闘解体、リストラ「合理化」を推進している。ますます労働者・国民との矛盾を激化させずにはおかないと全労連とその傘下の単産・地方労連が名実ともに日本の労働組合運動の本流として真価を發揮することがいま強く求められているのである。

（全日本運輸一般労働組合委員長）

プロジェクト研究部会報告

関西圏産業労働研究会

上瀧 真生

1. これまでの研究会活動

関西圏産業労働研究会は、昨年3月、「大企業と行政による関西圏のリストラクチャリングの方向、産業労働実態、地域労働運動の対応と方向について研究すること」を目標として発足した。研究会には、社会政策・労働問題のベテラン研究者の指導のもとに、ローカルセンターの中心的活動家と社会政策・労働問題、経営学、会計学、金融論、産業論など、多分野にわたる比較的若い研究者が参加している。このことが、研究会の構成上の特徴となっている。

このような構成をふまえて、昨年度は参加者の個別的な研究課題と地域の労働運動の直面する課題とをすりあわせることを柱として、以下のような研究会を行った。

第1回「階級的労働組合運動と地域産業政策」／第2回「労働組合と改良労働制—労働組合の階級性の発展法則」／第3回～第6回「産業労働研究と私の研究課題 [①ドイツ労使関係の研究から ②現代産業合理化論から ③家族研究の到達点から ④金融バブルと銀行の社会的責任 ⑤独占的部門構造・企業統治・企業責任 ⑥消費者被害と消費者行政 ⑦企業系列を考える ⑧産業研究の課題]」／第7回「三好正巳著『産業労働論序説』の検討」／第8回「'94国民春闘と全労連・大阪労連のたたかい」

本年度前期は、以上の研究会をふまえて今日の日本資本主義の動向とそれに対置される政策的な提起を検討することを課題とし、以下のとおり、日本共産党経済政策委員会著『新・日本経済への提言』を2度にわたって検討した。

第9回「『新・日本経済への提言』の検討(1)産業論の視点から」／第10回「同(2)財政論の視点から」

2. 研究会での議論

研究会では、多分野の、しかも比較的若い研究者が多く参加していることもあって、まだ、統一的なテーマで見解をまとめるところまでは至っていない。ここでは、研究会の中で出された二つの問題提起・見地を紹介し、研究会の内容の一端を報告したいと思う。なお、ここで紹介する見地も研究会で意見の一致をみたものではなく、事務局担当者個人が研究会から学んだものである。

第1は、日本独占資本主義が急速な変貌を遂げようとしている今日、地域内で完結するような政策提起が困難になっているという問題である。本研究会は、関西圏という日本国内の一つの地域を研究対象として設定しているが、現実にそこで起こっている問題の多くは、地域内だけで解決することができます難しくなっている。

この間、関西地域で起こっている事態、たと

プロジェクト研究部会報告・討論のひろば

えは大阪に集積する機械金属加工の中小企業の困難や丹後機業の不振の中での自殺者の多発などは、たしかに地域の問題ではある。しかしそれらは、急激な円高、および大企業の海外進出とリストラクチュアリングの進展の中で起きている事態である。地域で起こる諸問題は、今や国際的な経済関係の変化とその中の日本独占資本主義の全体的な動向とに直結して引き起こされている。その解決の方策についても、地方自治体がなしうる施策は限定された救済策でしかない。今日、日本資本主義のマクロ的な進路を示すことなしに地域の問題の解決策を示すことは難しくなっている。

こうした事態のなかでの地域研究やローカルセンターの活動とは、どうあるべきか。地域の独自な諸問題と諸要求を拾い集め分析するにしても、それらは常に国際的な経済関係とその中の日本資本主義の運動との関係で位置づけられなければならない。もちろん、これは今までにも認識されてきたことだが、今日ますます、地域の諸問題・諸要求を日本資本主義全体の進路を問うことに結びつけていく努力を強めることが必要とされているのではないだろうか。

第2に、今日、日本資本主義全体の進路を問題にする場合、産業論的見地が必要になっているという問題である。

現在の日本独占資本のリストラクチュアリングは、アメリカを中心とした国際的な圧力によって、国際的な労働条件をはるかに下回る賃金・労働条件で労働者を搾取することを基礎に築いた輸出主導型の蓄積様式の転換を迫られたことに端を発している。この圧力の中で日本の独占資本は、その高蓄積を維持することをめざして、生産拠点の海外移転と国内でのコスト削減を推進しようとしているのである。したがって、独占資本の無政府的な海外移転促進を民主的に規

制することは、地域の産業と雇用の空洞化を防ぐために緊急な課題である。

しかし、輸出にあまりに依存した日本の独占資本主義の蓄積様式は、国際的な経済関係の民主的な発展という見地からしても問題である。とすれば、輸出主導型の独占資本のもとに形成された今日の諸産業のあり方はなんらかの転換を必要としている。また、生産力の発展によって、独占的な高蓄積を規制したとしても、相対的に過剰な労働力がいくつかの面で生じることもありうる。そうした場合、他産業への転換を迫られている産業や相対的に過剰な労働力をかかえた産業を、雇用と賃金・労働条件を守りながら、どの方向に、どのように誘導していくのかが問題になる。

その際、労働時間を中心とした労働条件を国際的な水準に引き上げ、賃下げなきワークシェアリングを行うことがマクロ的には大前提である。しかし、今日の日本独占資本がすすめている転換に対応して政策的な提起をおこなうためには、さらに進んで、国内的な利害関係だけでなく国際的な連帯の見地もふまえて、どのような産業のあり方を求めるのか、そこにどのような道程で至るのかを探求することが不可欠になっているのではないだろうか。

3. 今後の研究会の方向性

本研究会は、今年度後期には「規制緩和」問題を柱として、今日の日本独占資本主義の変貌とその地域への影響を検討していくことを予定している。研究会では先にその一端を紹介したような自由闊達な議論を旨とした探求的な運営をめざし、同時にその成果をふまえて研究会参加者が地域の労働運動からの個別的な研究の要請に応える体制をつくりたいと思っている。

(会員・流通科学大学助教授)



討論のひろば

「県労連は不知」とローカルセンターを否定する国

小川 英雄

福島県労連はこの5月、国を相手に「福島地方最低賃金審議会労働者代表の任命取り消しと損害賠償を求める」訴訟を起こした。全国的にみれば、地方労働委員会は沖縄・高知で県労連代表を選出させ大阪などで連合独占を打ち破ってきたが、最賃委員は全都道府県連合独占任命、県労連0であり、任命当事者である国の明確な組合間差別=国家的不当労働行為である。

これまで地労委委員をめぐる訴訟は、全国で中労委始め各都道府県でも闘われているが、最賃委員についての訴訟は、福島が初めてのケースとなった。福島県の最賃・地労委とともに1990年以前は、県労協二・県同盟二・ローカルセンターではない電機一の割り振りが20年以上にわたって続けられていたが、90年以降は、県労連の推薦するメンバーは拒否され続け、連合福島のみが5人全員を独占するという異常な事態が続いてきた。

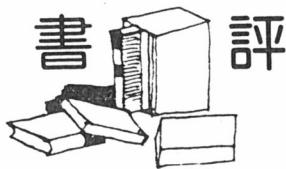
福島県労連と弁護団は、最賃審議会委員の任期が1年しかないことから、6月27日の第1回目の口頭弁論から全部主張してしまおうと、伊藤県労連議長や私、荒木弁護士が陳述を行った。この中では、歴史的にも全労連・連合に二分化した中でしか起こっていない異様な差別であるとともに、労働省が出している「最賃マニュアル」の「委員選任の原則」にも反して、今期任命された委員の中には「在任期間8年以上」の委員が、労働者委員2人始め5人もいることを指摘し、「労働省が県労連排除のためなら自らの通達にも反することを公然と行っている」と

を厳しく糾弾した。

しかし、当日国が出した「答弁書」では、「任命拒否処分は存在しない」とか『特定の労働組合が推薦した候補者が労働者代表委員に任命されなかったからといって、候補者を推薦した当該労働組合の「法律上の利益」を侵害するではなく』、県労連にも原告2名にも本件任命処分の取り消しを求める原告適格がないから、「不適法な訴えとして却下されるべきである」と、相変わらず「門前払い」の主張に終始し、自らの通達との相違には口を拭っている。

しかし、労働省の論法の最大の矛盾は、「法は……特定の労働組合の利益を反映すべきことを保障したものではない」と言いながら、実際にには「労働省が連合のみを独占任命し、特定の労働組合の利益のみを反映させてきた」ことがある。しかも労働者代表は「当該地域の労働者一般の正当な利益が反映されることを期待したもの」と述べているが、「連合」が賃上げ抑制や「合理化」の推進で「労働者一般の利益を反映」するどころか、「経営者一般の利益を反映」する団体であり、これに比して県労連が自らの組合員の利益のみならず、「パート110番」や「過労死110番」などの活動を通じて「連合」組合員や未組織労働者を含め、「地域の労働者一般の利益を守って闘っていること」は誰の目からも明らかである。

こうした論議で窮した国はことあろうに「原告県労連がローカルセンターであること…は不知」と、県労連否定の主張を持ち出してきた。すると県労連は何の団体ということになるのだろう。こうした正当な理論もなく、自分たちの言いなりになる労働団体の労働者委員に任命するという国家的不当労働行為を重ねるだけの労働省の差別を、一日も早くやめさせるためにさらに奮闘していきたい。(福島県労連事務局長)



サッチャーリズム下の階級・政治動向

J.ウェスター・ガード著

『イギリス階級論』を読む

濱嶋 朗

本書は、著者が一昨年冬に一橋大学で行った連続講義を訳出したもので、邦訳のタイトルは上記のようだが、原題は『1979年以降のイギリスにおける階級—事実・理論・イデオロギー』となっている。これは、1975年に出た『資本主義社会の階級』(H.レスラーと共著)の後編にあたり、70年代までとそれ以後というふうに扱う時期はちがうけれども、同じ視座と手法で80年代の階級構造やそれをめぐる政治的・イデオロギー的状況を簡潔に解明したものである。一言でいえば、原題が示すように、70年代までの比較的安定した政・労・使の政治的妥協形態であるネオ・コーポラティズムが79年以降の保守党支配に変わり、サッチャーリズムといわれる新保守主義的政策のもとで階級間の格差がひどくなる一方なのに、これを蔽いかくすイデオロギー（「無階級性」の幻想）がはびこり、現状突破への展望がなかなか開けない閉塞状況を、マルクス主義的階級分析の視点からとらえたものである。

こうした状況にたいして、著者は、イデオロギーによってではなく事実に即して論戦を挑み、階級否定の言説・イデオロギーを批判的に検討しつつ、その背後にある政治過程をえぐり出して、今後の展望を切り開こうとする。

第1章では、1979年の総選挙を転換点とする階級構造の推移が跡づけられる。労働党の敗退に代わる保守党急進右派政権のもとで、労組へのしめつけ強化、公営企業の民営化など私企業

のイニシアチィヴ強化をはかる一方で、住宅・医療など福祉の一部切り捨て、直接税軽減と引きかえの公共支出の抑制などを強行する政策(サッチャーリズム)がとられた結果、所得や資産の配分における格差の増大、つまり貧富の差が深刻化し、分極化傾向がこれまでよりもいっそう強まった事実が、各種データをもとにあばき出される。第2章では、主としてイギリス社会学における階級分析のあり方が批判的に検討される。とくに60年代以降における経済の成長と消費水準の上昇を背景とする広汎な労働者階級の富裕化とそれにともなう生活や意識の中流化をめぐる論議がとりあげられるが、ゴールドソープらによる「豊かな労働者」論でもその生活や意識の中流化や保守化にもかかわらず、労働者階級は健在だとされている点に言及する。なお、階級以外にも性、年令、人種などによる差別（外国人労働者や女性、老人たちが概して下層に位置づけられる事実）への論及もあるが、著者がジェンダーの問題を階級分析と関連させて重視している点は注目されてよい。この点はあとでふれよう。

ところで、サッチャーリズム下の階級構造やそれをめぐる政治的・イデオロギー的状況としてとくに注目をひくのは、以前よりも深刻化する分極化傾向を象徴するかのように、底辺を構成する「アンダークラス」が脚光を浴びる反面で、頂点を構成する「トップクラス」があいまいにぼかされ、両者の中間をなす歴大な層（い

わば中間大衆）の無階級性の背後におおいかくされているという事態であろう。この点の解明は第3章で行われるが、これまでの記述がやや平板で新味にとほしいのにくらべると、かなりの熱気が感じられる。労働党凋落の原因究明ともかかわって、本書の読ませどころといえるかも知れない。

ところで著者によると、いわゆる「アンダークラス」論には右派的立場からする「道徳的堕落」説と中道ないし左派的立場からする「見捨てられた貧困」説との二つが区別される。前者は、最下層の人びとを道徳的堕落がもとで貧困におちいり、社会の残りの部分から切り捨てられた少数派とみなし、最下層への転落は小市民的徳性（勤労節約、独立自尊など）の欠落、いわば自堕落の結果であり、自業自得だとされる。後者は、80年代に増大した失業者・低位不安定就業者、母子家庭などの被保護世帯、最低限の年金生活者など、労働者階級から永続的に排除された生活困窮者をアンダークラスとみなす。いわばサッチャリズムの犠牲者ということになろう。左右いずれの立場をとるにせよ、自堕落な落伍者であれ見捨てられた生活困窮者であれ、それらは社会のごく少数派にすぎず、残りの部分は「豊かさの増大を共有する無階級の多数派大衆」であり、その間に階級的断層はないから、古い階級的分断（ひいては両極分解論）はこんにちますます無意味になったとすることによって、両極分解ないし窮乏化の事実を故意にゆがめ、あるいは否定して、現状を肯定し正当化するイデオロギーとして作用する点では大差ない。これにひきかえ、ひとにぎりのトップクラスに富と権力がますます集中している事実は、無階級の多数派大衆の背後にかくされてしまう。

このように、著者にとって問題なのは、80年

代のサッチャリズム下の階級構造がするどく分裂・分断しているにもかかわらず、無階級の多数派大衆の精神状況が没イデオロギー的ないしは保守的なムードにどっぷりひたっているという、鋭いコントラストにほかならない。そこから、なぜそうなのか、が問われざるをえない。いいかえるならば、「即目的」階級分裂が尖鋭化しているのに、なぜ「対目的」階級分裂が色あせてしまったようにみえるのか、といったマルクス主義階級論の根幹にかかわる問題に著者は直面せざるをえなくなる。

この問題は、これまで大衆社会論や脱工業化社会論、イデオロギー終焉論や豊かな労働者論などによってくりかえし問われてきた問題であって、とりたてて新味はない。即目的階級から対目的階級への発展ではなく、即目的階級状態への退行・固着は、労働者をふくむ無階級の多数派大衆の体制内編入による労働党離れとしてあらわれる。著者によると、その原因は、（産業・階級構造の変動などの経済過程以外に）、労働党の政権担当能力の貧困さ、階級的妥協のうえに立つ改良主義への埋没、コーポラティスト政策の失敗、不毛なストライキの頻発による混乱など政治過程に求められる。一言でいえば、それは階級闘争の制度化に対応する「階級政治の制度化」に起因し、とりわけ無階級の多数派大衆というマージナルな浮動層（とくに現場監督者、下級技術者、職員など）における労働党への幻滅と保守回帰、政治への無関心と不参加をともなっていた。こうした事情が労働党の凋落をもたらしたことはたしかであろう。ただ、マージナルな浮動層をふくむ労働者層のかなりのものが、なぜ保守党や中道政党に投票したのかは、ここからただちに説明できないようと思われる。いま一步立ち入った分析が望まれる。

なお、マージナルな中間層の動向を占ううえ

書評

で、下級ホワイトカラーのかなりの部分を占める女性職員や兼業主婦（パートタイマー）の動向を著者が注目している点は興味をひく。というのは、彼女たちがキャリア組の男性と結婚しているばあい、「ほどほどの階級的混合」結婚が、「階級の経済的分断の先鋭化を政治的にガス抜きする」効果をもちうるからだ。ブルーカラーの男性と結婚する（交差階級的な）ケースも多いので、効果のほどは確認する必要があろうが、それ以上に強調しておきたいのは、このような意識や行動の根底にある「階級の経済的分断」が女性の労働市場への大量参入によって温

存され隠蔽されている事実である。階級分解と性別階層分化とを統一的に把握する立場を推し進めていたら、著者の分析や主張はもっとアピールすることができたにちがいない。いずれにせよ、本書が提起した問題はイギリスだけではなく、総保守化への傾斜を強めつつあるかにみえるわが国の状況にとっても、他人事ではない重要な示唆をふくんでいる。その意味で、小冊子ながら大いに参考になるであろう。

（渡辺雅男訳、青木書店、1993年12月刊、2266円）

（帝京大学教授）

久保新一著

『戦後世界経済の転換—ME化・NIES化の線上で』

五木 武利

本書は全9章からなり、対象範囲も日本、西ドイツ、アメリカ、韓国、台湾、香港、シンガポールと、今日の世界における問題地域をほぼカバーした、文字どおりの「戦後世界経済」の解析を試みた大著である。また久保氏の1986年から1993年のあしかけ7年にわたる研究成果を集大成した著書でもある。ちなみにそれは章立てをみれば一目瞭然である。

第1章 ME化・NIES化の分析視角

第2章 冷戦体制解体の力学と日本・東アジア
NIES—アジア的基盤におけるME化
の受容と展開

第3章 アメリカ産業のリストラクチャリング
と「空洞化」—鉄鋼・自動車・ハイテ
ク産業中心に

第4章 西ドイツ産業危機とME化

第5章 転換期の台湾経済における輸出加工区
とME産業

第6章 転換期の韓国経済とME産業

第7章 香港とシンガポールのME化・情報化

第8章 1980年代における日本のME化・情報
化

第9章 冷戦世界経済の性格と分析視角

本書は冷戦体制を座標軸とし「1967年（アメ
リカ—評者）デタント路線への転換と、1971年
(アメリカ—評者)貿易収支の78年ぶりの赤字
転落に示されるIMF体制の破綻」(ii頁)を画
期として、その冷戦体制は解体過程、「冷戦の第
二ラウンド」にはいる、としている。そして「こ
の第二ラウンドの展開基軸であると同時に解体
基軸となったME化と日本・NIESに焦点をあ
て、その分析を通して興隆の原因と特質を探り、

それが冷戦後世界にもつ意味を明らかにすること」(iii頁)が本書の目的である。その分析の方法論は「再生産論とその具体化」であるとし、「国際化しハイテク化・サービス化した現段階の経済構造分析にはなじまない」(iii頁)という批判も予想されうる。がしかし「各国の内因(構造的特殊性)分析」(iii頁)の充実のためには、今日でもその有効性はいささかも失われてはいないと主張し、その方法を解析の手段とするとしている。

こうして分析の座標軸と方法論を確定した上で、久保氏は各章へと論を進める。ここでは紙幅の関係で全部の章を要約・紹介するわけには行かないので、特に評者の問題関心にそって重要なと思われる章を中心として、内容を紹介したいと思う。第1章では「東アジア NIES の諸説」の検討をふまえ、これらの地域の「興隆」の「歴史的基盤」と「世界史的条件」を展開した上で、第2章へと氏は論を進める。第2章は「冷戦体制の解体の枢要点」を「冷戦と科学技術革命の産物である ME 化・情報化を基調とする新しい生産重心が、東アジア的基盤のうえに受容されてそこで展開し」(38頁)たことにおき、これが「日本や東アジア NIES の興隆」と裏腹に米を行き詰らせ、ソ連を崩壊に導いたと、するのである。その「受容基盤」とは「欧米市民社会にたいする日本、東アジア(社会主義中国を含む)の『擬似共同体社会』の勃興と優位」(38頁)とする。さらに具体的に韓国や台湾にそくして、冷戦の力学をおいた上で、「反共・軍事独裁体制(アジア的専制支配=隸従の現代的形態)の基盤を形成し、資本による総体奴隸制的労働編成を可能にし、それが ME 産業の受容基盤となっていく。」というのである。東アジア NIES・日本興隆の興味深い指摘がここでなされている。注目すべき論点であろう。

次に興味深い問題提起としては、1987から90年にかけてのいわゆる「バブル景気」と「ME 循環」規定についてである。「……輸出依存型成長に代わる、高度成長期以来の民間設備投資の盛り上がりを中心とした内需主導型成長であり……中身は、情報化投資であり高度成長期の鉄鋼=機械 4 部門主軸の『投資が投資を呼ぶ』能力増強・新設投資『I 部門内部循環』の型とはいじるしく性格をことにしていて」(233頁)。そして『I 部門内部循環』に代わる新しい『ME 循環』が登場する。」(244頁)、と主張する。戦後日本資本主義の蓄積メカニズムの転換の大胆な指摘である。1985年産業連関表の解析によって「ME 循環」を導出・規定しているので、1985年以前にすでにそのメカニズムが形成されたのか、それとも1980年代後半「バブル景気」が形成の画期となるのか、定かではないが、一步踏み込んだ展開・発展を期待したいところである。

本書が氏の労作であることは冒頭で述べたとおりであるが、評者なりの問題点・疑問を述べることによって、まとめとしよう。問題はまず構成上の基軸である。冷戦体制解体という座標軸の画期の問題である。7年間にわたってかかれた論文集であるので、やむを得ないのかも知れないが、氏は冷戦体制の解体のメルクマールの第一段階を「1971年(米)貿易収支の赤字転落に示される IMF 体制の破綻」(ii)に、また第二段階を「85年のアメリカの債務国転落」に求めておられるようである。その際、時期区分を「冷戦体制は解体の第一局面を迎える。」(ii)あるいは「(1)冷戦体制解体の第一階梯」(41頁)、また「冷戦体制は解体の第一ラウンドを迎える。」(43頁)などとしているが、評者としては用語法上の不統一が気になった。

次に第二点であるが、まさしく世界経済論であるのでアメリカ、日本、西ドイツ、韓国、台

書評・新刊紹介

湾、シンガポール、香港とおよそ今日問題となる地域をすべて網羅している。このスケールには驚かされるが、それぞれが各章として立てられているために、相互の関係・連関が希薄になってしまっている点である。つまり冷戦体制解体座標軸上の韓国はわかるが、そのときの日本との関連、あるいはアメリカとの関連などの分析が結果的に等閑視されてしまったといえるのではないだろうか。これは分析方法に原因があるのかも知れない。つまり「各国の内因（構造的特殊性）分析」(iii頁)を重視するための「再生産論とその具体化」を強く押し出すあまりそ

うなったのかもしれない。

しかし本書はこのような点があったとしても今日出版されることの意義は大きいし、問題点を補って余りあると思う。それは、冷戦体制解体を正面にかけ、マルクス主義経済学の側では、もう誰もいわなくなつたポスト冷戦の社会の展望を真正面の課題、問題意識の射程におさめていることである。人類史の本史と前史の狭間にあって、多重画期の今日にあって、苦悩をつき抜け歓喜の歌を歌おう。展望を語ろう。

(白桃書房、1993年11月刊、3,500円)

(労働問題研究家)



竹中恵美子・久場嬉子編

『労働力の女性化』

1986年アメリカで7か国（イギリス、カナダ、フランス、旧西ドイツ、イタリア、スウェーデン、アメリカ）の女性労働に関する国際会議が開かれ、先進国に共通する女性労働の特徴として女性の労働率の著しい上昇をあげ、「労働力の女性化」(Feminization of the Labour Force)と称した。本書の題名および内容はもちろんそこからきているのだが、この本は当初の概念を超えて、日本の女性労働の現状を見ながら「労働力の女性化」を「女性の労働そのもの」と広く把えなおしている。

例えばOECD加盟国である日本においては、女性労働率は女性労働人口の半分程度で、しかも長年にわたってほとんど増大していない。

しかし雇用者総数中の女性雇用者割合においては著しい増加をみることができる。したがって「労働力の女性化」は「労働力または雇用の女性化」というつかみ方がされねばならない。さらに女性労働の分析にあたっては労働力化されない部分にも焦点があてられねばならない。家庭責任が個々の女性に負わされる結果の非労働力化や、労働として認められていないが、非労働力であろうと労働力であろうと女性であるかぎり荷わなければならない家事労働についても言及されているのはそのためである。

さらには、完全には資本主義化していない途上国の、いまだ苦渋的重筋的な家事労働を荷いつつ、様々な過度的な社会的労働に従事したり、世界的大資本によって労働力化される女性の実態も分析される。経済のグローバル化はこれらの地域を急激に変化させているからである。

したがって「労働力の女性化」は一つの時代のシンボリック・ワードであったとしても、本書の内容はそれよりももっと広い。

各章はおおむねそれぞれの課題にしっかりと答えており、特に前半の日本の企業社会の中での女性雇用のきめ細かい分析には学ぶところが多い。

い。家事労働や日本の性別役割分業政策に関する章も説得力が強い。諸外国に関する章も研究の蓄積を感じさせ、全体として非常に水準の高いものになっており、読者を決して失望させないと思う。重複する部分も多いがそれだけ執筆者たちの問題意識の一一致度も高いということで、むしろ本づくりのうまさに好感がもてる。

(有斐閣、1994年3月刊、1,957円)

(津田美穂子・市立名寄短期大学教授)

池上惇著

『生活の芸術化 ラスキン、モ里斯と現代』

著者・池上惇教授によれば、「本書はある意味で、モリスやラスキンの経済学を彼らの芸術論とともに再生しようとしたささやかな試み」であり、「日本における文化経済学への関心が高まりつつあることを背景にもって」(「おわりに」)いる。

先学の木村正身教授は、日本におけるラスキン関心史を、次の6つの歴史的局面に区分される。①明治期から大正期前半にかけての『近代絵画論』の審美的導入ブームと派生した山岳ブーム、②代表作の翻訳ブームと文学的なくわ入れ研究の勃興、③昭和期はじめにかけての大正デモクラシー期のラスキンのソーシャルな側面への関心と評価(キリスト教社会主義と初期の河上肇の人道主義経済学の両線のラスキン評価の共存から、河上のマルクス経済学への移行とともになうラスキンとマルクスの対抗関係的把握へ)、④昭和期のマルクスのタブー化に反比例するラスキンの社会的側面の日本に特殊な評価昂揚状態、御木本隆三とその東京ラスキン協会の苦難の歩み、⑤戦後約40年間もの長すぎるラスキン忘却期、⑥ラスキン文庫開設(1984年)が、忘却からの脱出の目じるしとなり、母国でのラスキン復興ともタイムリーに一致(木村正身「英

日ラスキン関心比較」『ジョン・ラスキンとヴィクトリア朝の美術展』1993年、所収による)。本書はまさにこの第⑥期に属する労作である。

著者は、W. モリスが説く「芸術性と利便性が結合した」財やサービスへの欲求の高まりと、この欲求に応じて「ほんもの」を供給し創造する人々に対する公正な評価と報酬の保障のためのシステムの必要性を重視する。

「ほんもの」への評価と待遇論は、J. ラスキンが展開し、「固有価値の経済学」として理論化している。著者は、「労働の人間化と生活の芸術化による社会進歩」(モリス)こそ人類の進化を推進する原動力であり、その自覚的活用のためには、経済学の基礎として「固有価値」の概念の確立が必要であると力説する。また、この数年間に、日本でも「文化・教養・レジャー」への欲求が高まり、生活の芸術化を実現しうる社会的な環境や制度が整備されつつあると見ている。

ラスキン説によれば「固有価値とは、何らかの物がもっている、生を支える絶対的な力である。」固有価値が有効なものとなるためには、受け取る人の側の享受(受容)能力が必要とされる。固有価値をX、享受能力をYとすれば、その有効価値はXYとなる。重要な論争点となろう。

本書公刊の諸条件に注目したい。第1は、著者が、多年にわたって「人間の全面的発達」を重視して財政学・経済学を研究し続けてきたこと、第2は、1991年11月の宮沢首相の所信表明演説に「生活大国」づくりが強調され、92年7月には経済企画庁編の『生活大国5か年計画』が公刊されるような新しい状況、第3は、伝統的な手工業の復興は非営利的な協同組合や寄付による公益団体の事業として経営されるべきであるとし、また環境破壊に反対したラスキンの理論と実践、およびモリスのモリス商会における芸術と産業の結合の実績などの再評価の気運、

新刊紹介

第4は、情報化社会のなかで芸術家や優れた職人を活かすシステムの必要性などである。

新しい生活論を求める社会政策研究史の側面からも、問題提起の書として注目したい。

(丸善ライブラリー、1993年8月刊、640円)

(儀我壯一郎・理事・大阪市立大学名誉教授)

鹿児島経済大学地域総合研究所編

『変わりゆく地域と産業』

本書は、九州・沖縄域内における地域と産業の現実のかかわり方の検討を通じて、企業の優位性に依存する地域社会から、地域が主体性をもって経営システムを構想してゆく社会を模索した共同研究である。地域社会の問題解決能力や地域の自立・自治のあり方が問われている今日、時宜に適した研究といえる。

本書の構成は、九州経済にこれまで大きな影響を及ぼしてきた、地域農業、地域資源産業、鉄鋼産業の各産業と、これから九州経済を牽引していくものとして期待されている、テクノポリス、ソフトウェア産業、リゾート、新聞事業の各産業の、計7章の実証的検討部分と、1つのアダム・スミス研究から構成されている。どの章・論文とも、精緻な調査と資料収集によって、地域開発・企業誘致が地域の活性化をもたらすよりも、逆に、地域や地場産業を誘致した大企業の下に従属させ、地域労働市場や所得構造を不安定化・階層化させ、ついには地域の活性化を失わせていく様をリアルに描き出している。ただ、こうした現状分析を踏まえた上で、どうしたら地域社会が主体性をもち、かつ地場産業の自立性を含む地域産業の「経営システム」が構築されるかについては、必ずしも全体的に統一されてはおらず、各章各様である。

評者の関心事からのみ、注目する章をあげると、鉄鋼産業とソフトウェア産業である。鉄鋼

産業については、北九州市の八幡製鉄所が対象とされている。同製鉄所は北海道の室蘭製鉄所と同じく、製鉄所の中では古くからある既存製鉄所の一つである。同論文によると、鉄鋼産業は戦後いくつかの合理化を展開してきたが、1987年以降の合理化は、「全社最効率最適生産体制」の確立による生産設備の集約・休止と要員合理化、およびその帰結として生ずる膨大な遊休資産の活用を図る新規事業の展開である。両者はともに地域社会に大きな影響を及ぼすが、とくに後者の新規事業は北九州市八幡地区の都市再開発計画と結びついて、新たな「官民協調型」の地域支配を構造化しようとしている。この指摘は、テーマパークなどの大規模開発がいまだない室蘭市などとは違った特徴である。

第5章では、ソフトウェア産業の地方展開が、地場ソフト企業の自生的発展によるものではなく、首都圏のメーカーや大手ソフト企業の地方展開であり、そのことが地場ソフト企業の下請・系列化と経営の不安定化、地方労働市場の不安定化と流動化をもたらすことを詳細に分析している。こうした分析の上に立って提案される課題・政策は、九州地方のみならず、他地方のソフトウェア産業の展開にも役立つ有効な指摘である。

(文眞堂、1993年9月刊、3,000円)

(木村保茂・北海道大学教授)

清山卓郎著

『日本経済を読む—“生活優先社会”の条件』

まるで短命を競いあうかのように、めまぐるしく変わる政府ではあるが、こと経済政策となると、いずれも無為無策、なりゆきまかせだ。55年体制の「崩壊」といっても、ひとにぎりの政権亡者たちが、国民不在の「かやの中」で談合しているのにすぎないから、戦後日本の経済

を動かして今日の「経済大国・生活小国」をもたらした自民党の政策を踏襲する以外に道はないのであろう。

本書が書かれたのは、今から見ればほんの一幕の茶番劇であった細川内閣が「突然死」を遂げる前夜であった。だからといって、本書の内容が時代遅れになったとはいえない。むしろ、日本経済の積年の体質がどういうものであり、その病根はどこにあるのかが、鋭くえぐりだされており、この病める日本経済がどのようにすれば回復の道を歩み、なによりも国民の生活と福祉がまもられるようになるのかが、説得力をもって、しかも平易な言葉で語られている。

4部10章からなる本書の全体を通じて著者が重視したのは、第1に、世界的視野からの日本経済分析という方法であり、第2に、日本の国民生活の豊かさの検証である。日本経済論、経済政策論、さらには労働問題・社会政策論という、相互に関連する広い領域にわたって、すぐれた業績を挙げてきた著者ならではの分析と提言が、類書と異なる本書の魅力だ。

特に、「所得税減税・消費税引き上げ」セット論にたいして、現在の国債発行残高約200兆円を目安に、「経済成長利得税」ないし「特別資産税」という特別税を構想して、一方で、財政再建をはかるとともに、他方で、特別税による税収分のうち100兆円程度を不況対策費にあてて、国民本位の内需拡大政策を実施することを提言している点は、著者のいうように、ビッグ・ビジネスにとっては最悪の方法で、かつ、まわりくどい方法ではあるが、敗戦直後の各種の改革のスタートに匹敵する「ウルトラC的な措置」として、国民の多くの関心と共感をよびおこすであろう。

現在、これほど経済問題が切実であるのに、国民の立場から日本経済の全体像を描き出した本は、いたって少ない。国民のだれもが知りたいと思っていることを、歴史的展望と世界的視野をもって率直かつ平明に説いた本書は、まさに時宜を得た好著である。

(労働旬報社、1994年3月25日刊、2,000円)

(服部文男・東北大学名誉教授)

次号No.17 (1995年冬季号) の主な内容 (予定)

- | | |
|--|-------|
| ・日本企業のアジア進出
〔特集〕賃金抑制政策の特徴とその背景 | 儀我壯一郎 |
| ・賃金抑制政策の特徴とその背景 | 小越洋之助 |
| ・労働者生活と賃金 | 金沢 誠一 |
| ・パートタイマーの賃金 | 桜井 絹江 |
| ・外国の経験—ドイツでの闘争
〔国際・国内動向〕 | 宮前 忠夫 |
| ・ILOパートに関する条約について | |
| ・NAFTAについて | |
| ・全労連国際シンポジウム報告 他
〔書評〕 | |
| ・高橋祐吉著『労働者のライフスタイルと企業社会』
(題はそれぞれ仮題) | 藤田 実 |
| 他に、プロジェクト・研究部会報告、討論のひろば、新刊紹介 | |

発行予定日 1994年12月15日

編集後記

バブル経済の崩壊、リストラ「合理化」の進行のなかで、日本においても失業問題が中心的な社会問題として登場し、さらに悪化する様相を呈している。巻頭論文は、こうした日本における今日の失業問題の動向の特徴を、同様に深刻なヨーロッパにおける失業問題の動向と重ねあわせながら分析している。

今号は、特集として「社会保障の今日的課題」をとりあげた。財界、政府の社会保障「改革」の戦略を、80年代、90年代それぞれの特徴と変化を分析し、そのうえで労働者、勤労国民そして高齢者の日常生活にとって今日的緊急課題となっている高齢者福祉・介護制度と年金の改善充実をめぐる諸問題を中心にとりあげている。(T.U)

季刊 労働総研クオータリー No.16 (94年秋季号)
1994年10月1日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒114 東京都北区滝野川3-3-1

ユニオンコーポ403

TEL 03(3940)0523

FAX 03(5567)2968

印 刷 有限会社 なんぶ企画

頒 價 1部 1,250円(郵送料240円)

年 間 購 読 料 5,000円(郵送料含む)

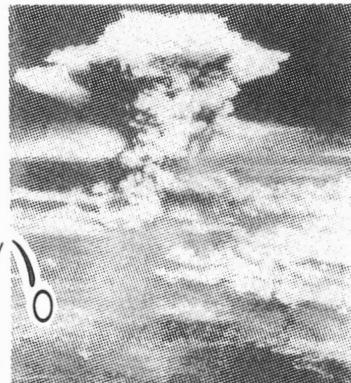
(会員の購読料は会費に含む)

振 替 00140-5-191839

被爆50年 1945—1995

忘れてはならない。
知らなくてはならない。

今なお「あの日」の傷痕と「あの日から」の苦しみを背負い、
つづける被爆者850人が問いかけるものは……。



原爆被害者調査

ヒロシマ・ナガサキ 死と生の証言

日本原水爆被害者団体協議会編

「あの日」を境に、人も
心も、すべてが死んだ。
人間として死ぬことも、
人間らしく生きることも、
許さなかった原爆の惨禍。被爆者1万3000人余を対象に行われた膨大な調査から浮かび上がる核兵器廃絶、被爆者援護法制定への魂の叫び。



- 1万3168名もの被爆者を対象にした日本被団協の独自調査をへて刊行。
- 自ら傷つきつつ生きるたたかいを続ける被爆者850人の証言を網羅。
- 原爆資料としても価値の高い被爆者証言の克明な分類編集。
- 証言全体を読みとる詳細な解説と懇切な用語説明。平和教育にも絶好の書。
- 被爆50年を前に、核兵器廃絶、被爆者援護法制定の運動の力となる書。

A5判・上製・600頁
定価6000円

The Quarterly Journal of
The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.16 Summer Issue

Contents

- * Questions surrounding Unemployment in Developed Capitalist Countries
— Focus on Japan and Europe —

Kazunori Ohki

Special Article : Problems confronting our Social Security System

- * Social Security "Reform" at a Crisis of People's Life Masayoshi Hamaoka
* Welfare Policy for the Aged and a Public Care Insurance Project Hiroshi Takeda
* Process and a Design for Adverse Revision of Pension and Medicare System Teruo Kumon

Information at Home and Abroad

- * Trade Union Movement in Italy — Report based on My Impressions — Tadao Takagi
* Communication Workers of America (CWA) facing Changes in Quality of Work, Restructuring
"Rationalization" — What I learned from Trade Union Exchange Program — Yukie Suzuki
* Job Hunting : Difficulties encountered by Female Students Saeko Umemura
* Recent Moves of Unyu Ippan (All Japan Transport and General Worker's Union)
Shinsaku Sakata

Report of Project and Study Groups

- * A Society for the Study of Industrial Labour in Kansai Area Masao Kotaki

Forum for Discussion

- * "Nobody knows Kenroren" says the Government denying Local Centers (Zenroren) justice.
Hideo Ogawa

Book Review

- * Class Consciousness and Political Trend under Thatcherism — My Impressions of
"The Theory of Class in England" by J. Westergaard — Akira Hamajima
* "Transition of Postwar World Economy" by Shinichi Kubo Taketoshi Itsuki

Introduction of New Publications

- * "Feminization of the Labour Force" by Emiko Takenaka and Yoshiko Kuba
Mihoko Tsuda
* "To make Daily Life Artistic" by Jun Ikegami Soichiro Giga
* "Ever-changing Regions and Industry" by the Institute for Area Studies
of Kagoshima Keizai University Yasushige Kimura
* "To read into Japanese Economy" by Takuro Seiyama Fumio Hattori

Edited and Published by

The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)

Union Corp. 403

3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114

Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968

季刊 労働総研クオータリーNo.16 領価1,250円 (年間購読料5,000円)

(会員の購読料は会費に含む)